

第三十八回国会 衆議院 内閣委員會議録 第二十七号

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時五十四分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野一郎平君 理事高橋 等君

理事宮澤 胤男君 理事飛鳥田一雄君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

内海 安吉君 飯谷 忠男君

佐々木義武君 島村 一郎君

田澤 吉郎君 服部 安司君

福田 一君 藤井 勝志君

藤原 節夫君 保科善四郎君

前田 正男君 牧野 寛策君

杉山元治郎君 田口 誠治君

原 茂君 山内 広君

横路 節雄君 受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 小澤佐重喜君

國務大臣 西村 直己君

出席政府委員

總理府事務官 山口 西君

(行政管理局長) 加藤 陽三君

(防衛庁参事官 (長官官房長)) 海原 治君

(防衛庁参事官 (防衛局長)) 小幡 久男君

(防衛庁参事官 (教育局長)) 小野 裕君

(防衛庁参事官 (人事局長)) 木村 秀弘君

(防衛庁参事官 (経理局長)) 塚本 敏夫君

(防衛庁参事官 (整備局長))

總理府事務官 大石 孝章君

(調達庁総務部長) 鬼丸 勝之君

建設事務官 麻生 茂君

(大臣官房長) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

(防衛庁防衛審議官) 農林事務官 高尾 文知君

○石山委員 小澤長官にこの組織法に入る前に、ちょっとお聞きしておきたい点がございます。

それは最近公団等の半民半官の組織によって、いろいろなものがあるが、遂行されていくわけですね。今までは農林省等では、たとえば愛知用水公団などという案がありまして、ああいうふうになりまして、今度からは、これは新開などで見ますと、つまり建設関係は建設関係で公団組織を作る。利用は利用としてまた別の公団組織を作る。です。それから一つの水が二つの公団に分れる。しかも大義名分から見ると、いかにもなるほどと思われるような分け方をするわけですが、実際からすると、そのお役所の完全な勢力範疇によって区分するところの問題があると思うのです。たとえば建設の公団というものと利水の公団というものは違ふのだと言っているが、われわれ国民から見れば、これは一環であつた方がよろしいのではないかと、うふうふな考え方をだれしも持つわけですね、行政上から見れば、それで私も考えているのは、行政官庁としていろいろ行管からは査察を受けるわけですね。しかし公団、公社の場合、特に公団の場合には国家行政の査察がかなりに行なわれない要素がございまして、また国会においてこれを論議するといひましても、なかなかその資料等を吸い上げるには、常識上から見ましても押しつけがましきような格好がある。これはどうしてでしょうか。私

は、社会党はかつては公団公社方式は能率を上げる上には大切である、官僚統制というふうなもの、一つの批判的な立場から見ても、公団、公社方式はよろしいというふうな賛成をしてきた経緯もございまして、しかしこゝまで来ますと、やはり国家的にこれをば査察する、管理するという方式がそろそろ打ち立てられないと、非常にうまくないのではないかと、非常に出てきたわけでありまして、特に今度の場合は愛知用水公団が、今度は水の公団にそのまま振りかわっていくというふうな形が出てくるわけがございまして、なおさら私たちは懸念しているのをごさいます。長官の方ではどういうふうに起きている現象をどういうふうに見ておられるか、それを一つお聞きしたいわけがございまして。

○小澤國務大臣 公団、公社といふことも調査することはできるので、一般行政官庁のように査察をすることはできません、お話をうかがうと、しかし本省の方で直接に監督しておりますから、それと相対してどうやら目的を達するのではないかと、こういうふうな考え方はありますが、なお公団、公社に対しては一般官庁のようにこれをやるようにした方がどうかという問題については、今検討中でございます。

○石山委員 そういう組織上の問題と、公団、公社がともすればその省の外部団体、もっと言葉を変えていえば、あからさまに言えば高級官僚の引退場所だというふうな、誤解をされてい

る向きがございまして、ですからこの点は組織上から見ましても、きちんと制定しておかないといけないのではないかと。かつてわれわれは公団、公社をばよしと判定した一つの要素としては、民間の有能な人材、民間の有能な企業の考え方を採用していく、こういう考え方であつたのですが、今の公団、公社の実態を見ますと、そういう形で経営されているのではなくして、各省の局長以上の方々が、おおむね退職年限の五十五才の一、二年を前にして退職して横すべりをしていく。ですから公団、公社は、そういう考え方からすれば、無理をして数多く作られようとしている傾向が最近出てきた。これは嚴重に私は戒めなければならぬ一つの要素だと思つております。公社、公団は、われわれは民間の創意工夫と民間の有能な人材をば登用するということを考えておつたのですが、そうではなくして、なおさら膨大な複雑になつてきている官僚機構をば、もっとこぶをつけてふやしたというふうな格好でございまして、これは国家行政の常態をば發揮させるという行管からすれば、公団、公社の問題については、査察の方面と機構上の問題からして、もっと私は考えていた方がいいというふうな考え方をしております。

今度の法案につきまして、三、三〇〇何いしたいと思つておりますが、今度の一部改正は、私も常々主張していた点がかかりに大幅にのみ込まれた形で、

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

第一類第一号 内閣委員會議録第二十七号 昭和三十六年四月二十日

行政当局としてはあるいは思い切ったというような考え方でいるかも知れません。措置されたわけですが、それでもまだそれぞれの労働者の声を聞きますと、残された方々が相当あるわけでございます。そういうふうな問題をば、このあとどういうふうな考え方で処理をなさるのか。今回のことでは一応打ち切つて、あとは当分黙っているのですか。そうではなくして、残された問題も二次、三次というふうな時間と手数をかけても処理なさろうとする計画をお持ちかどうか、この点をお聞きしたいわけですが。

○小澤國務大臣 今回一部を定員に編入したという趣旨は、明瞭な部分だけを編入したわけでありまして。そこで来年度まで行管で調査をいたしまして、そうして調査した結果、いやしくも恒常的勤務に従事しておるものだという認定がつかまれば、その数は問わずに定員法に繰り入れるつもりであります。従つて一部心配されておるような事態は生じないと思つております。

○石山委員 これは局長でもあとで注意していただきたいのですが、私さう林野庁と建設省をお呼びしているわけですが、これは一つは公務員として、一つは現業官庁として、今回定員に繰り入れられない数はかなり多いものですから、これをサンプルにして、質疑応答をして、私は実態をば行管の当局から、少しくそれを基礎にして、今度の定員化のために検討したい、こう思つておるわけですが、この皆さんの方からいただいた表を見ますと、かなり合理的にやられておるのを見えますが、それぞれの省を採つてみますと、実力のある省は、

たとえばその省ではやれないような、まかない婦のようなもの、理髪のようなもの、それから派出所の看護婦のようなもの、こういうよそでは長い間要求しておるようなものですが、これを行管では取り上げていただかない。しかし今私は実力がある省と申し上げたのですが、その省はまずすみずみまでうまく心が行き届いて全部今申し上げた職種、よそでは絶対通らないような職種が、その省では今度定員化されているわけですが、こういうふうなことは行管として認めになつて、今回この案を出しになつておるのかどうか。それとも調査漏れのような形で表面だけなでた結果、こういうふうになつておるのか。これは実例をあげるといへば、はっきりあげられることのできるほどはつきりしておるわけなんです。

○山口政府委員 ただいま長官から御説明申し上げましたように、今度の繰り入れにつきましても実は最終案ではございません。現在これは間違いないと思われぬものだけをいれまして、今後実態調査をいたしまして、手直しをしたいと思います。そこでお話のようなことは確かにございます。御指摘になつておられますところも、ほぼ想像がつかますけれども、そういう点は、従来不利益を受けておりましたところにつきましても、やはり公平になるように、全体をならした観点で第三者的に行管で調査いたしましたので、この次の手直しの際には、そういう問題を解消いたすつもりであります。

○石山委員 林野庁の方にお伺いします。これは来年度行管、あるいはもうすぐ調査をなさるはずでございますし、

うから、行管等によく聞いていただいて、われわれがふだん思つておること、この際質問申し上げるのでございませうから、皆さんの方でもそういう気持ちで隠さないで御答弁していただきたいと思つておるわけですが、行管からお出しになつた定員外国家公務員数という表の第五表を見ても、ここで大きな数字の出ているのは、何と申しても林野庁が一番定員化されない数字が残つておるようでございます。今度の場合、定員化されたうちの残りは一体どのくらいの数を持つておるのか。これを一つ明らかにしていただきたいと思つておるわけですが。

○高尾説明員 お答えいたします。ただいま行管からお出しになつておる資料を私初めて拝見いたしましたのでございしますが、今載つております数字は、林野庁で定員外職員、これは末端の作業員全部を含めて、それが全部含まれておるようでございます。

○石山委員 そうすると、この五表ではほとんど入つておるというわけですが、十一万三千八百八十二人という数字は全部入つておるという意味ですか。

○高尾説明員 これはいわゆる日雇いその他全部を含めて入つておる数字であらうと考へるわけでございます。

○石山委員 そうしますと、これは全体の姿であるけれども、林野庁としては今度の場合、皆さんの方ではどのくらい採用していただければ、かなりのものであつたというふうにお考へておる数字があるかどうかと思つておるわけですが、その数字は持つていられるわけですか。

○高尾説明員 これは現実問題といたしまして、三十六年度のただいま御審議願つております法律案関係でござい

ますが、林野庁といたしましては、いわゆる国有林野事業特別会計の分だけに ついて申し上げますと、ただいま提案になつておられますのが、政令等で規制される予定の者を含まして一万七千三百四十名ということに相なつておるわけでございます。そのうち仕事者が、定員内職員との親近性と申しますか、技術系、事務系とありますが、定員内職員とほぼ同じような仕事をしておると認められる者が、常勤が三千九百八十九名、いわゆる三七適用者が六千七百四十五名というふうに一応なつたわけでございますが、われわれの方で当初考へておりました数字と申しますものは、常勤につきましては四千二百九十九名、三七適用者が一万三千三百七十一名ということになつておりました。ただいま提案してございしますものとの差引は、おの常勤が二百二十名、三七適用者が三千六百二十六名の、表現は悪うございしますが、御査定減になつておられます、こういう考へ方でございします。これをプラスいたしましたすと三千八百四十六名、約四千名程度が林野庁として当初お願いしておた数字よりも減つておるということでございますが、これはいろいろ統一の方針がありましたので、こういう結果に相なつておるわけでございます。

○石山委員 それから皆さんの方の雇用状態を見ますと、現業官庁でありながら事務と現場の比率がかなり異常な状態なのではないか。私の持つておる資料を見ますと、事務関係が約二三%、現場が七七、これは現場庁としては事務系統を多く採り過ぎておるというふうに見えるのですが、これは違いますか。

○高尾説明員 ただいまお示しのありました事務関係が二三%、現場関係が七七%という数字でございますが、現場関係に大体七七%もおるわけでございますので、そう著しく現場が不足しておる、不自由しておるということにはならないのではなからうかと考へておるわけでございます。私の承り方が間違つておるかも知れませんが……。

○石山委員 私がこの比率を申し上げているのは、定員に入れたもらいたいという人数を組合ではまだたくさん持つておるようです。あなたの方では四千名程度というふうに言つておられますけれども、組合では一万一千という数字を出している。もしかりに事務と労働関係がこんな格好できちんとしていつておる、これが正しいとすれば、やはり雇用関係がむづかしくなつておるのじゃないか。たとえば事務関係だけがよく採用されて、現場の労働関係の方が据え置かれておるというふうな格好が、この場合出てきておるのじゃないか。それから皆さんの方でもいろいろやつておるようでございますけれども、昭和三十三年の資料を見ても、まず、これはずつと毎年採用され、首切られ、採用されるといふような繰り返しをやつておるようです。これは昭和三十三年から見ても、これらの人々のほとんど半数以上はずつと採用されておるわけですが、それから最近三年間のありで見てみますと、約七〇という数字が出ておるわけですが、ですからこの雇用関係が、皆さんの方では便宜的に財政的とか何とかという名目ではんぶん雇うをば更新なさつておるけれども、ほとんどこれは恒久的に固定されておる現状が、よそよりもかなり顕著に見えて

いるという事実も、私たちはわかるような気がするわけです。これはやはり解決をはかっていただかなければならない。

なぜ四千名というワケにきめたのだろうというふうに、私考してみたいのです。組合は一万一千と言っている。当局はまず四千名くらいあればいい。私のもらった資料の中で、これは秋田宮林局の例だと言っているのですが、優先雇用の格づけをしているわけですね。その格づけの仕方がなかなかおもしろいといえども、おもしろいといふことは、われわれにはふに落ちない項目をもって優先順位をきめていくわけですね。現場関係の非常勤等の問題で、採用にならない。定員化で問題を起こすところは、林野と建設です。労働組合の運動でもさきさき労使がけんかしているところは、どうも採用がうまくいってないということが顕著なようです。これは行管でどういふふうに見ているか知らぬけれども、私はどうもそんなことでは行管はいかぬじゃないかと思うのです。それがたまに、建設であり、林野庁である。これはたまたま世間でいうところのかなり激しい闘争を行なっている組合であるようですが、話を戻しまして、皆さんの方で四千名にしばったことですが、こんなことがあるわけですね。

たとえば、第一が盗難、二が酒乱、酒を飲んであばれる、これは私は問題ないと思うのです、これははっきり事実上あれば。ただ三の精神年令の高い者という規定の仕方になりますと、一休を基準にして、うそ発見機でも

使ってやるのかというような考えを起すわけですね。四が作業日数不足、五が常習サボ、六が刑事事件中の者、この刑事事件中の者というのもおかしい。高級官僚の場合には、たとえば問題の判決の終わるまではちゃんと職につけておくわけでしょう。いわゆる下級の労働者だという意味でこういうものをつけておくというこも、ちょっとおかしいと思います。七が高年令者、八が高血圧の者といっているのです。一休労働者を雇うのに、一休血圧をはかっておくかどうかということですね。実例として、最も労働争議の激しかった秋田宮林局において、こういう項目を並べて優先順位をきめたようでごさいます。そうすると、こういう項目で一万一千から四千名にしばっておるのですか。

○高尾説明員 ただいま先生から各般にわたっての御質問があったわけですが、さういふ御指摘の雇用条件と申しますか、これはいわゆる定期の作業員についての採用の場合の基準であらうと考えるわけでごさいます。なおその中に精神年令云々という

点が私どもの方でも十分調査いたしまして、非常に不都合なものには指導いたしたいと思ひますが、ただいま私たちが林野庁といたしましてぜひこれは技術、事務を問わずに、いわゆる定員化をしていただきたいという希望を持っておる数字の約四千名というものにつきます。先ほど来申し上げておりますように、いわゆる三七適用者以上、つまり常勤とあわせまして、いわゆる定員内の職員の仕事に、性質などあるいは責任の度合い等が非常に近

似しておる。むしろ一体となつてやるのがふさわしい、そういう職種のものを拾ひ上げて、約四千名という数字をしばっておるわけでありませう。従いまして、それ以下の相当の数がございませうが、これにつきましては、いわゆる労働の季節性とか、あるいは地域性とか、そういうものを考慮いたしまして、別途考へていく必要があるのではなからうかと考えております。

○石山委員 私、林野庁をお呼びする、どうも一休は組合との話に結びつかない感じが済まぬように思つてゐるわけなんです。それはどう地方へ行つてみますと、何かいじりになってやつてゐる風が見えて来ません。ですから、私のあげた項目におもしろい項目があるというの、そういうことだと思ふのです。こういう普通の労働者を採用するのに、そんな高血圧をはかって体格検査なんかしませんよ。こういう無理をして、最初からその特定の人をねらい撃ちするやうな項目をあげて査定するといふやり方は、やはり

はめたことではないと思ひます。それでは言うが、私は特別に組合の肩を持つたんといふ意見は持つておりません。いけないものはいけない、理不尽は理不尽、行き過ぎは行き過ぎでしよう。しかし僕らとしては国有財産を預かってもらつたのですから、やはり成績も上げてもらわなければいけません。成績を上げるためには、労働管理がうまくいってなければ成績が上がらぬといふことです。特にあなたの方の業種の場合は一人々々監督をつけるわけにいかない、山奥に行つてゐるのですから。そこでサボるという習慣が

出れば大へんな問題でございます。ですから

ら労働管理をうまくやつていただくために、無理なやり方というものは十分慎んでいただきたいといふことを申し上げたくて私は言つてゐるわけですね。

それからあなたの方ではやはりお医者さんも置いてゐるし、看護婦さんもいるわけですね。あるいは、これは特殊なのですが、たとえば事業場の土場へ行きますと、みんな療養所といひますか、半分宿泊を兼ねて、山から帰ってきた人たちを迎える設備がござい

ますが、そこにいられるいわゆる家政婦のやうな方々、こういう方々に対しては、定員とはどういふにらみ合ひで御処理なさつてゐるのか。

○高尾説明員 林野庁といたしましては当初から、ただいまお示しのやうな職種を含めて折衝いたしたわけでごさいます。統一の方針といふことで大体そういうふうになつたわけでごさいます。保健婦あるいは看護婦、医師といふものももちろんあるわけでごさいます。これは私どもの方では、ただいまでは常勤作業員といふことになつてゐるわけでごさいます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

○石山委員 林野庁は人をたくさん使つてゐるものだから、まだいろいろお聞きしたいことはあるけれども、建設省の方にもお聞きしたい。しかし時間がないから、この次また機会があればお聞きしたいのでございませう。

それで私は行管の方にも聞きたいと思ひますが、林野庁の場合、表に出て、だれの目にも触れて、仕事をし

いわけですね。特に一生懸命山の太木を切つてやるという者から、一番その叫びが出るわけです。その叫びがなかなか通らない。しかもその人たちは、自分たちの父祖伝来と信じたものがひょっとと国有林に吸ひ上げられていて、杉枝一本取つても文句をつけられてゐるという実態があるわけですね。この点は十分気を付けて、定員化の問題と国有林として國家に吸ひ上げられた当時のことをにらみ合はせて、処理していただくように工夫していただきたいと思います。

それから建設省でございませうが、建設省も最近新聞に、何かにぎわしたやうなものが出てゐるのですが、われわれはずつと公務員のところを見てゐるわけですが、公務員の場合は、お金のこともより定員化に非常に魅力を持つてゐるわけですね。給与の値上げといふよりも、むしろ定員化について必死になつた闘争を起してゐるやうです。が、その点では建設省なんかとかなり問題を残してゐるやうでございませう。

今度の三十六年度予算で一番に通過したといふのは、建設省の国道関係のやうです。特に私の方の東北地方などは、二級国道はほとんど要望通り通つてゐる。ですから事業量がぐんぐんふえてゐるわけですね。道路五カ年計画を言うだけでは、事業量がうんとふえてきてゐる。この事業量のふえてきてゐるのに対して、どういふわけが知らぬけれども、定員化が非常に

お聞きしたいのです。行管から本省の方からもお聞きしたいのです。○山口政府委員 林野庁の方につきましては、林野庁とよく打ち合わせいた

というようなものも含まれますので、その数は三十五年十月一日現在で人事院が調査したものによりますと、四十二万八千八百六十六人ということになっております。ただこれは大部分が純粋の定員外の職員で、定員内に繰り入れるというような問題は起こらないものが大部分でございます。そういう問題を起こすのはどういふものかと申しますと、これはいわゆる常務と申しておりますが、常勤労働者、これは予算の方で常勤職員給与の目から支弁されております。それが実際の数で、先ほど申し上げました現在調査では二万五千七百二十八人という数字になっております。それからそのほかのものは全部非常勤職員という形でございまして、その中で実際上常勤的になっているというものがございす。この数は実はなかなかつかみにくいわけですが、これは形式的には何ら區別がないのです。ただ勤務の実態が各省の取り扱いが常勤的になっているというものでございすので、制度的にはこれはつかめない。ただ各省の言っております申し出数というものはあるわけですが、それもその調査のときによつて非常に変動いたしますけれども、大体四万内外というものがございす。これが御質問の定員内と定員外の區別であります。

○山内委員 今詳細なお話でいふわかつて参りましたが、先ほどの石山さんのお話の中に出ましたが、私今見ておるのはいただいた資料の定員外国家公務員数という第五号表なんでありまして、これは確かに御指摘のありました通り、農林省は十一万三百八十二人を公労法適用者として持つてお

るといふ摘要欄があるわけでありまして、これは一体実態は何ですか。ちょっと御説明いただきたい。

○山口政府委員 これは国の企業に従事する職員のうちで、国家公務員の給与法の適用をしない職員でございまして、いわゆる団交によつて給与をきめる職員でございす。これは実は定員法との直接の関係はございせん。ですから、この中には従来の定員法に該当するものと、そうでない職員とが含まれております。

○山内委員 この問題にはちょっと意見もありまして、石山さんのいろいろな深いお尋ねもありましたので、省略いたします。

前の御説明の中にあるわけでありまして、最初にお尋ねしました通り、定員外職員の繰り入れ数が四万七千六百九十二人、そういうことになりました。先ほどのお話では二万五千七百二十八人を繰り入れたいのだ、こういうお話のように聞いたのですが、さうするに四万何千の数字は多くなりまして、これはどういふ内容のものを含んで多くなったのですか。

○山口政府委員 数字が少し違つておるように思いますが、実は今度御提案申し上げております法律案で繰り入れされておりますものは四万七千六百九十三でございす。その内訳は、常勤労働者から繰り入れされておりますのは一万八千七百三十二、それからそのほかの非常勤の方から繰り入れされておりますのは二万八千九百六十一、かような数字になっております。

○山内委員 そうしますと先ほどのお話では、二カ月更新でもって採用して、しかもそれが恒常的な性格を帯び

ておる、そういうものはたしか二万五千七百二十八、私の聞き違いもあるかもしれませんが、そういう御指摘であつたわけですか。そして非常勤労働者で常勤と同じような勤務をしておる、そういうものは約四万内外ある。四万何千というところまでいふお話でしたが、私ちょっと書き漏らしたのです。そうしますと今お話の数字と全然合致しなくなる。それから私のいたしておるこの資料とも合致しなくなる。ここをちょっと合わせて御説明いただきたい。

○山口政府委員 先ほど申し上げました二万五千七百二十八というのは、昨年の十月一日現在でございました常勤労働者の数でございす。常勤労働者は、この御提案いたしました定員外職員の考え方とございす。大部分が入つておまして、それで現在まだ未解決になっておるものはこのうち千二百二名、これはまだ未解決で、先ほどお申し上げておりました三十六年度におきまして実態調査をいたしてきめたいということになっております。そのほか、先ほど約四万と申しましたのは、各省からそれぞれ申し出ましたものがその程度あるということとございす。それけれども、そのうち確認されてこれは認めてもよからうという数字が、先ほど申し上げた二万八千九百六十一ということとございす。

○山内委員 大体わかつて参りましたが、これは公務員の関係のわけですけれども、このほかにも私どもとしては考えなければならぬのは、地方公共団体とか、これはもう大へんなものになると思うのですが、これがおわかりでし

たら、大まかな数字でけつこうですかとお聞かせいただきたい。

○山口政府委員 地方公共団体の地方公務員の分については、行政管理局が所管いたしておりますので、必要でございましたらば、自治省あたりからお聞き取りいただきたいと思ひます。

○山内委員 そういう御答弁だろうと私も想像して、意地悪くお聞きしたわけですが、しかしこの地方公共団体で同じ性格のことが事実非常に行なわれておるのです。そこで私の強く指摘したいことは、この二カ月更新でもって採用を継続しておる、これは労働基準法の大きな違反だという考え方を私は実は持つておるわけです。それで公務員関係としては数字が少ないのでありますけれども、これが地方公共団体の市町村の段階にいきますと、非常にたくさんなものを持つておるわけです。どういふものか公務員の生活と将来の都合には、大まかでも一つ人事院でも押えておかないと、行政全般に非常な問題がある。そこでこれから私の見解を

実は申し上げたいと思うのですが、今のお話では、二カ月更新を実質的にやるのが恒常的な業務に従事しておる常勤職員と同じ人が、公務員関係にもまだ若干残つておるわけです。またこれからの調査であるいは非常にふえるかもしれない。しかも大まかでも四万何千という各省からの累計も出ておるわけですから、これは整理しておるわけではなからぬ将来のものであります。しかし二カ月更新でもって恒常的な仕事をやらしておることはやはりよくないというところに気がつかれまして、こ

ういふ措置をとられたというそのことに対しては、私も賛意を表します。

ただ残された地方公共団体への人事院としての指導的立場といひますか、法的には別としまして、これから自治省を通じていろいろな人事院の見解もあるうかと思ひますので、私一言申し上げておきたいと思ひます。というのは、この見解につきましては、今人事院においでになるかどうかわかりませんが、よほど以前に行政管理局の管理部長の岡部さんという方が、古い本で公務員という雑誌に指摘して

いるのを私は偶然に見たのであります。今この方は何を言つておるかわかりませんが、やはり考え方としては同じだと思ひます。少しくども、前は臨時の人は一カ年更新をやつておつた。確かにそういう時代があつたと思ひます。ところが一カ年間で更新すると、労働基準法の建前からいへば解雇手当を支給しなければならぬ。一カ月前に指摘して、この次お前は使

わぬということになると、解雇手当を支給しなければならぬ。そこでこれをのける方法として、基準法のたしか二十条か二十一条に切りかえまして、二カ月で更新すれば解雇手当は要らぬということと、二カ月という期間をきめてやつておる。仕事の内容というものは全く同じものなんです。これを何年も恒常的にやつておる。労働者を多数かかえておる各省がこういうことをやる。それに右へならえて地方自治体がみなやつておる。こういうことに対して長官はどういふふうにお考えになるのか、この点をはっきりお聞きしておきたいのであります。

確かにこれは自治省とあなたの方だと思ひますが、人事院の間では申

し合わせはあります。その文書も私はここに持ってきています。なお私は憤慨せざるを得ません。二カ月に更新するというその手続を踏んだことによつて、これは臨時の職員なんだ、こういうきめつけ方を今まで使つてきた。しかしこういう点に気づかれてこの措置をとったかどうかはわかりませんけれども、とにかくこういう下部の世論を受け入れられたということについては、私もさきに申しました通り一応わかるわけです。でありますから、こういう二カ月更新の措置というものは、労働基準法上国家みずからが脱法行為をやっているのだという自覚に立たないと、残された人たちが将来消えてくならない、私はそう思っている。自治省でもそれはいいのだ、両者の話し合いでもって認め合っているということになっている。今度の改正でもって各省に定員が分断され、五現業は勝手に政令でもってやれる。今せっかくあなた方が骨を折つて、そういう定員外の職員を定員の中に繰り入れる措置をとられても、将来これが各省に配られ、各現業に行つてしまつと、もう二、三年たつたら、またこのせつかくのあなた方の配慮というものが消えてしまつてなくなつてしまふ。勝手に予算措置だけでやれるのです。勝手に予算措置だけでやるのです。勝手に人夫賃が何かの形で、俸給ではないはずで、そういうことになつて、せつかくのこの制度がもうすぐなくなる前提を作つておる。そういう意味で、この労働基準法違反ということを認識されて、将来自治省なり労働省なりに強力な支援をしていただきたい。またもし労働省の方がおいでにな

りますならば、私の見解に誤りがあったら御指摘いただきたいと思ひます。
○山口政府委員 御指摘のような点につきましても、実は二カ月以内の期間を定めて雇用されるという従来の規定を運用するにあつて注意いたしまして、労働基準法に違反するということとは、これも法律でございますので、言えないかもしれないが、しかしその精神に多少そぐわない点が出てくるというおそれはあると思ひます。そういう点で、今度考へております制度におきましては、長期に勤務すべきポストについては定員として見る、こういうことにいたしましたのでございます。従来の規定は、その点が長期に必要である者であつても二カ月ずつ切れればよろしい、こういうような読み方もできたわけでございますが、そういう点をたゞいま御指摘のように今後やめまして、長期に必要な者は定員として見る、かような考え方にいたしておるわけでございます。
○中島説明員 今基準法と公務員との関係の御質問でございましたが、実は私、職業安定局の業務課長でございます。労働基準法の関係を直接お答えする用意をいたして参つておりません。ただ申し上げますことは、基準法の関係は、国家公務員の一般職につきましても適用がございせん。地方公務員の一般職の者につきましても、適用が一部あるわけでございます。それで今お話がございました二カ月雇用の問題につきましては、基準法の二十条及び二十一條の解釈の問題になります。このことにつきましては、今基準法の者を呼んでおりますから、私から申し上げましてかえつてござる

といけませんので、そのときにまた御説明させていただきますと思ひます。
○山内委員 今労働基準法の関係は担当者から来るものでありますから、これは大事なことで、若干でもお待ちして責任のある御答弁をいただきたいと思ひます。私も公務員法の適用と一般労働者の区別は承知いたしております。ただ今度山口さんもお話の通り、いろいろ解釈上のことから、政府が二カ月更新で脱法的なことをやつていたということは事実なんです。そのことが地方自治体及び、一般産業に及んで、臨時工という形で全部更新して常用にしておらない。これは今労働者諸君の大きな悩みなんです。解雇手当もやらぬ。ボーナスもやらぬ。定期がきても昇給もさせない。そして臨時工でもってたくさん採用しておるというこの不合理と、一般民間の産業に対する一つの模範といひます。悪弊を固くみずから作らない、そういう意味では、確かにこれは進歩的な考え方だとは何回も申しておるわけでありませう。そういうことで、地方自治体のことは知らぬと言つてしまつても、地方自治体も一つの行政でありますので、一つ長官の方からも、自治省との話し合いの場合もあらうかと思ひます。この点一つぜひ実態を把握し、人事院も、これは知らぬ、おれは公務員だけやつていればいいのだ、そういうお考えに立たないで、こういうことも国の行政の一環として御調査いただきたい、こう思ふわけでは、

では基準局の方がお見えになります。先ほど石山さんも触れた問題ですが、一つ聞いておきたい。今まで定員が定員法一本でござつておつた場合はそうでもないのですが、今度各省に分断いたしましたので、定員が査定される、そういうことになりまして、私には一つの心配を感じます。というのは、各省間にでこぼこができてはせぬか。さきにありました、公務員の中には、特に林野庁ですか、団体交渉によつて定員をきめておる、こういう特殊なところもあるわけなんです。そういうことで各省が将来何年かたつて、定員あるいはその他のことでこぼこができてはせぬか。このでこぼこが将来起こるための一つの保障といひますか、從來通り公務員が一本になつて、この定員というもののについては、組合もそういうふうな指導され、組合自身もそういう考え方で政府に対して一本の交渉でもって、でこぼこのない、歩調の合う一つ団体交渉権を認めていかなければならぬではないか、こういうことで、実はこれは別に私、組合の方から頼まれたものでも何でもないのですが、そういう一つの憂慮を感じる。この点についての長官のお考え方を聞かせていただきたいと思ひます。
○山口政府委員 各省の設置法に規定したことになるにしても、定員の査定は行政管理局が一本で査定いたしますので、その御趣旨の点は十分注意して参りますので、從來通りいけると思ひます。
○山内委員 それでは失対事業の業務課長さんにおいでになつておりますので、あわせてこの際、直接には関係ありませんけれども、関連した問題で一つお聞きしたいと思ふのです。それは失対事業にはたくさんさんの日雇いの諸君が働くわけでありまして、この中で特殊なケースとして副監督、補助事務

員という人たちがおるわけです。これは私が説明するまでもないのですけれども、あるいは初めてお聞きになる委員の方もちょっとおいでになるうかと思ひますので、申し上げるわけですが、この同じ日雇いの中から副監督、補助事務員というものを任命し、別に辞令を出すわけではないけれども、指定して、その者に公金を振つておる。日雇いが帰るときにその日の賃金を払はせる。事務として使つておる。あるいは作業内の監督の権限を与えておる。しかし身分は全く日雇いと同一である。こういうことで、今までこれは是正についてはいふん要求があつたと思ひます。私も何回か受けておるわけです。この副監督、補助事務員に対する現在の取り扱いはどうなつておるか、ちょっとお聞きします。
○中島説明員 失業対策事業に従事しております労働者を監督いたします副監督員と、それからその関係の事務をやつております事務補助員のことの身分とか、あるいはその処遇、そういうことのお話だつと存じます。現在やつております状況を申し上げます。この失対事業の副監督員、事務補助員につきましては、地方公務員法の一般職に該当するわけでございます。そこで従来は、お話のように日雇い労働者の中で適任者を選んで、そういうやり方を失対事業の創設当初行つておつたわけでございます。これは失業対策事業であるので、できるだけ失業者を吸収した方がより効果的である、こういう趣旨から始めたわけでございます。ところが地方公務員法の制定も

ありまして、これらの人たちの身分をはっきりさせなければならぬ。こういうことで、地方公務員法ではっきり一般職に該当する、こういう規定があるわけでございます。そこでそういうふうな過程を踏んで参りましたけれども、おっしゃる通りに監督をしたり、金を扱わせたりすることの職務をはっきりしないと、これはいろいろ問題が起るということで、昭和三十三年に、当時の自治庁と連絡をいたしまして打ち合わせた結果、やはり一般職であるから、一般職に基づく任命行為をやらなければならない。それは地方公務員法の十七条または二十二条に基づいて、それぞれの取り扱いをするように指導して参ったわけでございます。三十三年度のほうは、その方針を打ち出しまして、自後毎年事業主体等を集めまして指導いたしております。一部のところではまだ従来のやり方をそのまま踏襲しておる向きもありませんと聞いておりますが、そういうものを発見次第、県を通じて指導いたしておるわけでございます。現在はそのようにやっておりますので、任命の形式としては、十七条か二十二条によつては、一般職としての取り扱いをせよということ、指導をいたしておるわけでございます。

度までこれが実現されておるのか、あるいはまたこういう方針にもかかわらず、こまかい数字は抜きとしても、何割くらいまでいっているのか、おわかりでしたらそれをお聞きたいと思っております。

つお知らせ申し上げたい、こう思っています。

まだたくさんいろいろあると思いますけれども、受田委員が関連して何かお尋ねしたいというので、一応受田さんに……。

なりました区分の点につきましては、これはほかの法律で、国家公務員法で人事院の権限とされております。特別職、一般職の区分につきましては人事院で処理することになっております。

○中島説明員 失業対策事業を実施しております事業主体は都道府県市町村等でございます。その数がおおむね千二百くらいでございます。そこで事業主体の中では、副監督員、事務補助員を二、三名雇っているところとか、あるものは百名、二百名程度雇っているところもあるわけでございます。それから事業主体都道府県市町村の中で、従来そういう臨時職員の扱いをして、おつたものを正規の職員にはっきり全部切りかえているところと、それからまだその段階にございせんために、いろいろございまして、そこで私も調べておりますけれども、なかなか実態がつかまらないのが実情でございます。ただ私も調べておりますが、非常に進歩的な申しますか、非常によく改善をやっておる事例がたくさんございまして、たとえば東京都の場合は、昨年の四月からそういう人たちは全部准職員として扱うというふうなことでやっております。そういうふうな例を事業主体によく知らせまして、どういふふうな処遇を受けているかというふうなことで教えてやることによつて、今この改善を進めておるといふ状況でございます。そこで何割くらいかという御質問でございますが、手元にそういう統計がちょっとありませんので、また調べました時に……。

○山内委員 実態をおつかみになっておらぬということですが、これは早くつかんでいただきたいのです。私も承知しておりますので、これも、実は私の受ける感じとしては、かえって地方自治体の末端の方、市の方は大体早く解決していくのではないかと、ところが大きな都道府県ほど非常に手数もかかるし、まず第一に予算の問題が非常にからむ。それで国としてはこういう欠陥を生ずる財政的な裏づけと申しますか、これをどういふふうな措置でおるのか、やり方を承りたい。

○中島説明員 都道府県市町村等事業主体に對します副監督員、事務補助員の財政措置でございますが、労働省の方では九地区分によりまして一応単価を分けて、一日一人当たりの補助金を送つておるわけでございます。このやり方といたしましては、一般失対事業の就業者の方が一日一人当たりの補助単価になっておるもので、財源上は分けてやっておりますけれども、計算は一日一人当たりの単価で補助いたしております。その補助額を申し上げますと、四級地、三級地、二級地、それ以外の地域というふうに分けますが、副監督員につきましては四級地が五百四十円、三級地が五百十円、二級地が四百七十円、その他の地域は四百四十円、こういった額で計算しまして補助をいたしておる。これはこの額で十分であるとは申されませんが、一応われわれの計算ではこういう計算をいたしまして、本年度はこれで補助をしていくということでございます。

○山内委員 この問題も掘り下げると……。

○山内委員 行政管理局の権限全部から見ますれば、行政機関の監察権もございまして、その実情から見て現在の制度が適当であるか否かという批判をいたしまして、これは審査というふうな形式ではございせんが、勧告権はある、かように考えております。

○山内委員 三十三年度以来こういう問題が法的に解消したということは、非常にけっこうなことだと思います。全部これを実質的に解消するまでにはやはり相当の年月も要するだろうし、また地方公共団体、事業主体に対する負担も相当に多いのではないかと思います。それで今そういう指導の方針だけをお話しになりましたが、現在のどの程度まで……。

○山内委員 三十三年度以来こういう問題が法的に解消したということは、非常にけっこうなことだと思います。全部これを実質的に解消するまでにはやはり相当の年月も要するだろうし、また地方公共団体、事業主体に対する負担も相当に多いのではないかと思います。それで今そういう指導の方針だけをお話しになりましたが、現在のどの程度まで……。

○山内委員 三十三年度以来こういう問題が法的に解消したということは、非常にけっこうなことだと思います。全部これを実質的に解消するまでにはやはり相当の年月も要するだろうし、また地方公共団体、事業主体に対する負担も相当に多いのではないかと思います。それで今そういう指導の方針だけをお話しになりましたが、現在のどの程度まで……。

○山内委員 三十三年度以来こういう問題が法的に解消したということは、非常にけっこうなことだと思います。全部これを実質的に解消するまでにはやはり相当の年月も要するだろうし、また地方公共団体、事業主体に対する負担も相当に多いのではないかと思います。それで今そういう指導の方針だけをお話しになりましたが、現在のどの程度まで……。

○山内委員 三十三年度以来こういう問題が法的に解消したということは、非常にけっこうなことだと思います。全部これを実質的に解消するまでにはやはり相当の年月も要するだろうし、また地方公共団体、事業主体に対する負担も相当に多いのではないかと思います。それで今そういう指導の方針だけをお話しになりましたが、現在のどの程度まで……。

て、国全般の行政機構の運営の問題からいって、何らかの措置を行管としてとるべきではないか、こういう私は希望を持っているのです。特に、今度定員化される立場の皆さんの中にも、実際は正式の国家公務員としての従来の定員の中に入らなかった人々とは、どこかにまだ待遇上違ったことができるのではないかと、このことを私心配しているのです。大蔵省の予算編成の中などを見ても、一般の定員の職員の給与欄と、それから常勤職員の給与欄とがワクが違っている。こういうような措置は今後ともとれないことになっておるのかどうか。定員の中へ入った人々は全部、正式の従来の国家公務員の定員法に規定された人と同じような待遇になるのかどうか、これも一つ御答弁願います。

○山口政府委員 今度定員に繰り入れられました職員は、従来から入っておられます職員と待遇上何ら変わりはありません。

○受田委員 ここで指摘してある常勤的な非常勤職員、また非常勤職員、こういう立場の人、定員の外にまだはずされておる人々におきましても、定員の中へ入った人々と待遇上においては極めて同じような心づかいをするという必要があるのではないかと。このことについてはやはり行管の任務の一つとしてお取り上げを願いたいのです。

○山口政府委員 定員の外にありますが、内に入りました者と同じ者というものは、実は理論上ないわけでございます。従来の取り扱いが同じであつたという者があるわけでございます。従来定員外であつた場合には同じ取り扱いをしておった者の中で、入る者と

入らない者ができる。その入る者につきましては定員内と同一になります。入らない者につきましては従来の取り扱いを落とすということはございせん。定員内の職員の取り扱いと、待遇上におきましてはこれは従来からほとんど変わりがないのでございせん。ちょっと言葉が足りませんでしたが、従来の常勤勤務者につきましては待遇上はほとんど定員内と変わりはないでございせん。入らないことになりまして、それは従来から受けておりました取り扱いは落とされるということにはございせん。それから非常勤の職員につきましては、これは従来の取り扱いにつきましては、給与法の二十二条の二項によりまして、定員の職員と同様の、権衡をはかつて、予算の範囲内で給与をきめるということになっております。そういう取り扱いは別に変わりがありません。今度新たに作り出した制度におきましては、給与、待遇等につきまして別に変わったものを何ら持つておりません。

○受田委員 定員の中に繰り入れられた常勤職員も、残された職員も、待遇においては、あらゆる面において相違がないと断言できるのですか。

○山口政府委員 ただいま私が申し上げましたのは、少し違ひのでございせんが、定員の中に入りません職員と、定員外の職員と、すべての待遇が同じかということにはなりません。ただ従来定員外にありましたが受けておりました待遇が、今度定員外に残された者について落とされるのではないかと、この懸念が一部にあるようでござい

すが、さようなことは全然ございせん。給与の点については従来から、定員外の職員については、定員内の職員と権衡をはかつて給与をきめるということになっております。これを分けますと、常勤職員と非常勤職員と二つになります。常勤職員の方は、給与法の適用がございせん。給与法の適用職員でございせんので、その点では定員内と同じ扱いになっております。それらの点につきまして、定員外になりました者で常勤職員の点が心配されておりますけれども、これはこの法案を決定いたしました際の閣議決定で、従来の取り扱いを変えない、現在おります職員についての取り扱いには現在の待遇を変えないということにいたしておりますので、従来の常勤勤務者の取り扱いが落とされるということにはございせん。

○受田委員 ずいぶん回りくどく説明されておるのですが、結局私心配しておるのは、今の給与法の権衡をくずさない形で、定員の中へ入らうと残されよう、常勤職員の処遇は同じ立場に立つという原則が破られておるとなれば、これは問題があるわけですね。その点について今の局長の御発言では、そこにも不安な点があるものでございせんが、いろいろな諸制度上における権衡の問題について、定員の中へ入った人と残された人との間に、どこか違ひところがあるものでございせんか。

○山口政府委員 今度の法律の改正に際しましては、ただいま御審議いただいております法案につきましては、給与、待遇についての改正は一切いたし

ておりません。これは御承知の通りです。従って従来の取り扱いが変わるということは、これ直接はないわけですね。これに関連して、そういう取り扱いを将来するのではないかと、かような懸念が一部にあることはあります。しかしそれはいたしませんで、この閣議決定をいたしました際に、従来の職員の待遇を変えないという閣議決定を同時にいたしております。それらの懸念を解消するために特にやったわけでございますが、あるいはまだ御説明が足りないかも知れませんが、いささかさはさようなことであります。

○受田委員 その閣議決定の事項を、何らかの形で、規則とか通達とかで出したのですか。閣議決定だけでそのまゝになっておるのですか。

○山口政府委員 閣議決定は、決定がされますと、その内容を各省に通知いたします。閣議は、政府といたしましては最高の意思でございまして、各省はそれを守る義務が当然あるわけでございます。

○受田委員 定員の中へ入った常勤職員、定員化された者と残された常勤職員との間に、給与その他の待遇上における相違点というものが、今の給与法上における権衡を保つという立場から、その間において、残された場合、定員の中に入り込んだ人よりも差別を受けるような何らかの形のものがあるのですか。つまり今までの待遇はくずさないといつても、定員化された者の待遇と同じ――権衡をくずすような面が少しくらいあるのですか。定員化された者とされない者との間における関係で御説明願います。

○山口政府委員 これはすべてが同じには申し上げられませんが、常勤職員につきましては、これは定員内に入つた職員は従来給与法の適用が当然でございます。それから定員外であつても、常勤職員については定員法の適用をしておつたのです。今度それがなくなるかといふと、これはなくしません。ですから、従来いわゆる月給職員でありましたのは月給の形で残る。それからもう一つの非常勤ですが、これは従来の日々雇用、恒常的職で定員に繰り入れるべきものでないときまりました際には、これはやはり日々雇用という形式になります。日々雇用は、公務員法上任用期限が日々でございますので、その点はつまり毎日毎日の雇用契約と同じでございせんから、そういう長期的な身分保障というものにはございせん。それから俸給表の適用はございせん。別に個々に定員内の職員との権衡をはかつてきめるということになるわけでありせん。

○受田委員 最後に一言。行政機関職員定員法の附則の中の十二項に未帰還職員の規定があります。あれは残つておるのですか。「従前の例による。」というのとはつづされたのですか。

○山口政府委員 残っております。それは今度の法律の方へ移して残してあります。

○受田委員 定数その他は。

○山口政府委員 定員外として認めます。

○受田委員 認める。どのくらいの職員がおるのですか。数字その他はそこに資料がありますか。

○山口政府委員 正確な数はわかりませんが、ほぼ二、三百と見ております。

○受田委員 以上の点で私の質問を終ります。

○久野委員長 次に石橋政嗣君。

○石橋(政)委員 最初に調達庁にちよつとお尋ねしておきたいのですが、この法案でも新しくまた調達庁の職員が七十五名減らされるわけですから、昨年度も七十五名の定員削減があつたわけですが、しかしこれはあつたわけですが、現実的には出血がないようにするという約束であつたわけですが、現在までまだ七十五名全部処理が終わつてないやうに聞いておるわけですが、これも、現在までの処理状況、もし残つておる人があるとなれば、それはいつごろまでにどういうふうな配置転換をするつもりか、その計画を一つ御報告願いたいと思ひます。

○大石政府委員 お答え申し上げます。三十五年度の七十五名の職員の定員削減につきましては、御質疑がございましたやうに、出血削減をしない。いわゆる各省庁等に関係のある機関に移しかえの方針で、これを片づけていくという方式をとつて進んで参つたわけでございます。結論的に申し上げますと、三十五年度分の七十五名につきましては全部終了しました。内訳等を申し上げますと、厚生省の国民年金関係の地方機関に二十六名、それから防衛庁、首都高速道路公団あるいは日本住宅公団、その他地方下部機関に残余の者でございます。その総計が五十八名、それから十七名は会社あるいは自己営業といったやうな関係で、話し合ひの上では円満に、七十五名全部片づいた次第でございます。以上、御報告申し上げます。

○石橋(政)委員 今度提案されておりますこの七十五名の定員削減については、これまた実出血がないやうに、結局は話し合ひが行なわれておるといふやうに聞いておるわけですが、防衛庁、建設省あるいは厚生年金など、従来とあまり変わらないのですけれども、こういうところに配置転換をするという約束が大体ついておるといふやうに聞いておるわけですが、行管の方で確認しておられるものかどうか。

○小澤国務大臣 それは従来やうに配置転換あるいはあつせんというやうな方法で決定いたしております。

○石橋(政)委員 これは山口局長の方でも調達庁の方でもいいのですが、大體どの省にどの程度ずつ引き取ることになっておるか、そこまで具体的に計画が進んでおりますか。

○大石政府委員 三十六年度の七十五名につきましては、ただいまのお話のやうに、やはり昨年同様、関係方面に移しかえの方式をとるというところで、この省に何人という具体的なところまでまだきめておりませんが、そういう方向で話し合ひを進めております。現在問題になっておりますのは、この七十五名は四等級以下八等級まで等級別に削減する予定になっておりますので、そういう移しかえをする場合の技術的な面、あるいは職員の希望等を勘案して、地方々々における実情等にうまく適合するやうな方式をとりたいといったやうなことで、いろいろ具体的に検討を進めておるといふ段階でございます。年度内にぜひ昨年同様これを処理したいというやうに考えております。

○石橋(政)委員 受け入れ側の人数ま

できちつときまつてないということになりまふと、人員の削減は、調達庁職員の場合、七十五名と出ているわけですが、それでは受け入れ側の方の定員の増というものが、本法案に具体的に現われてないということになるかと思ふのですが、その点はいかがです。

○山口政府委員 移しかえをいたしますところはすべて今度増員をするところでございます。防衛庁だけでも、制服でないシビリアンの職員がはるかに減員をオーバーするものがあるわけでございます。そのほか具体的に考えておりますのは、これは職員が地方におります者が相当あります関係で、この居住関係を考へて、厚生省の年金関係が相当増加いたしますので、そこが適当である、それからもう一つは、従来の職務に習熟いたしております関係から、建設省の用地関係などは適当であるというところで、これらの増員の際に、一応それぞれこういう問題がある、増員にあつては、調達庁の減員の分を考へるやうにということ、各省と約束をしてあるわけでありまふ。ただいま調達庁からお話のありましたやうに、具体的な折衝はそれぞれの省と調達庁といたしております。

○石橋(政)委員 それでは定員法上問題はないということになるかと思ふのですが、過去長い間、この調達庁の職員の定員削減は継続的に行なわれてきたわけですが、一つ一つ検討していくと、必ずしもスムーズに配置転換等が行なわれたとは言えない面があると思ひます。しかもこれからはなおさら困難の度合いを加えていくのじゃないかという感じを持っております。

それはどういふ点で言えるかといへば、等級の非常に上位の人たちがだんだん残つてきている、あるいは他の省庁で引き取りにくい高齢の人たちや婦人の職員がだぶついてきているというやうな形の中で、困難性が非常に出てきていると思ふのでございますが、こういうものを克服できるという自信があるのか。もしそこで強制的な出向と、どうしてもここに強制的な出向というものが出てくる懸念が十分にあるわけですが、現在の等級よりも格下げされた形で無理やり本人の意に反して出向させられるとか、あるいは僻地に、住宅等もあつせんしないままに転出をさせるとか、そういうやうなことが出てくるのではないかと、この心配は、非常に職員の諸君もいたしておられるやうでございますけれども、絶対にそういう心配はないという自信が、おありかどうか、この点をあわせてお尋ねをしておきたいと思ひます。

○大石政府委員 関係の各省庁に職員の移しかえをいたします場合に、御指摘のやうな条件が確かにございまして、しかしながらやはり双方の努力によりまして、その条件を克服して移しかえを完了したわけでございます。今後とも努力をすることにしまして、そういうたやうな悪条件を克服して参りたいと思ふわけでありまふ。調達庁職員の削減の場合に、先生の御指摘のやうな条件があるとともに、一般論的に申し上げますと、何せ買手、売手と申しますか、そういうたやうなことになる関係上、こちらの希望の線がなかなか十分にいられないというやうなことでございまして、しかし今までの結果は御理解を願つて、条件を

満たしているというところでございまして、今後もしやういふたやうな方向で進んで参りたいというのが、私どもの考え方でございます。

○石橋(政)委員 受け入れの折衝をやする場合に、中央の官庁間では大體スムーズに話し合ひがついておつても、これを地方組織に話し合ひを移管した場合に、中央の意図に反したやうなことが往々にして行なわれておつたというのを聞いております。こういう点も一つ十分に留意して、あくまでも職員が不利にならないやうに、既得権は確保し、そして意思に反した形での出向や転出をやらぬやうに、念を押しておきたいと思ひます。しかしこういう問題をいつまで繰り返して、だんだん困難の度を加えてくるばかりでございまして、この際どうしても調達庁自体の機構として、どうするかという問題をいよいよ真剣に考へなくてはならない段階にきておると思ふ。先日もちよつと防衛庁の長官にお尋ねしたわけですが、幸いに防衛庁と調達庁の両庁の連絡協議会が持たれて、将来調達庁をどうするかということが真剣に話し合ひをされておるやうでございますが、こういう話し合ひの中に、まだ行政管理局としてタッチする段階までしておらないのでしょうか。またそういうやうな話し合ひに入らなくても、行管としてはいいものでしょうか、その辺一つお尋ねをしたい。

○山口政府委員 調達庁の機構につきましては前々から問題になっておりました。調達庁の内部でも検討し、防衛庁といたしましても検討しておつたのでございますが、なかなか解決して参

りませんので、行政管理局といたしましても、現在の体制が実は非常に動いておる体制でございまして、業務が非常に変わってくる条件があつて、なかなか急にはいい案がでなかつたのでございまして、一方職員の不

安というものがお話のように重なるおられますので、何とか早い機会に安定した機構にする必要があるということ、防衛庁と行政管理局と調達庁と現在三者で、この問題についての研究会をやっております、もう数回やっておりますが、現在のところでは防衛庁と調達庁の業務に非常に近い点が双方にございまして、それらを調整する必要があるということについて意見が大体一致しておりますが、その調整する方法についてまだ二、三の案がございまして、それらをどう解決するかという問題を残しておりますけれども、できるだけ早く最終の結論を出したい。行政管理局でもそれを促進するように努力いたして参りたいと思つております。

○石橋(政)委員 この点は大臣にも一つお願いをしておきたいと思つておりますが、一つには、先ほどから申し上げますように調達庁の職員の不安をなるべく早い機会になくしてやるということ、それからもう一つは、仕事の面で機構の面で十分に簡素化をはかれるわけですから、調達庁と防衛庁の間では類似の仕事をする機構でやっていると、いろいろ面から、早急に取上げる必要があつたと思つて、一つは、米年度の予算編成前に根本的に対策を立てていただきたいということをお願いをしておきたいと思つております。

この点閣僚として行管の長官のお答えを願つておきたいと思つております。

○小澤國務大臣 政府といたしましては大体完全雇用といひますが、そういうことを考へておりますので、ただいま御指摘のありました点は十分注意をいたしまして善処いたします。

○石橋(政)委員 最後に四つの問題について、本法案に関連をしてお尋ねをしておきたいと思つております。その一は、十九条の一項でございまして、恒常的に置く必要がある職」といふものがここに書かれておりますけれども、この「恒常的に置く必要がある職」といふ裏を返していへば、これから除外しても差しつかえない職といふものがあるやうな感じを受けるわけですね。たとえば従来の政府の考へ方から見た場合に、いろいろな職種があげられるわけですが、給仕とか寮母あるいは看護婦、ボーイ・マン、電工、大工、木工といったようなものは、もう最初から「恒常的に置く必要がある職」とは別個に、除外してもよろしい職といふふうな考へられておるのではないかと不安を、職員が非常に持つておるやうです。そういうふうに最初から除外職種といふものを固定的に考へておられるのではないかとこの心配、これに對してどうかということですね。

それからもう一つ、この面でさういふ懸念を職員が持つておるのですが、実際には各省によって取り扱い方が違ふ。大蔵省のごときは理髪、食堂、医療、エレベーター、ボーイを全部定員の中に入れて同等に扱われておる。他の省庁においてはさうじゃないといふやうな不均衡も出ておるやうでございまして、とにかく私のお尋ねし

たいのは、最初から除外しておつてもいいといふやうな、一種の除外職種を固定的に考へておるのではないかと、この点についての不安を解く意味で、お答えを願つておきたいと思つております。

○山口政府委員 恒常的に置く職といふのは、これはそれぞれの機関においてその業務の実態に即して、個々に検討しなければ判明いたさないわけではございまして、これはかような職は恒常的職とはみなさないといふやうなきめたもの、お話の除外職種ということとは考へておりません。御指摘になりましたやうな看護婦、大工、電工、ボーイ・マンといふやうなものについてでありますけれども、それがその省の所掌事務を遂行するために恒常的に必要なものである。それがやはりその役所の業務運営のためにさういふものを置つて置くことが能率的なんだといふやうなことが、個々具体的の場合に判定できるものは、これは定員に入れるべきものと考へております。たださういふ問題が私どもの方にも反映して参つておりますけれども、それはこの取り扱いにおいてほぼさういふことではなからうかと推測するところがあつたと思つております。それは非常にさういふところには問題があつたわけではございまして、一応検討の中に入れてお

ります。それはもう除外してしまおうといふ意味ではございせんので、今度具体的の場合についてこれを検討して入れるべきものは入れます。それから不均衡の点でございまして、それからこれは従来の取り扱いが必ずしも不均衡がなかつたといふことは言えませんが、これは従来の規定の運用としては当然起り得ることであつたわけでは

ございますが、今度の新しい規定の仕方では、これは当然公平に判定をさるべきものでございまして、その間の調整は十分にとつて参りたいと思つてお

ります。

○石橋(政)委員 それでは除外職種といふものを最初から考へておるわけじゃないといふことですから、一応それで職員の不安は解消されるのじゃないかと思つております。

第二番目に、この間私お尋ねしましたときに、現在定員外の職員が今回四万七千六百九十三名ですか、定員化されるわけですが、これで全部終りではない。引き続きさらに定員化をやるのだといふ回答をいただいたわけですが、今度の定員化にあたりまして先に入つた人、あとから入つた人といふ入所順という面で、非常に不安があるやうでございまして。引き続き定員化を行なわれるというわけではございますが、この引き続き行なわれる定員化の際に、やはりこの入所順というものも一つの目安として考へていただいたらいのじゃないか、さういふやうに考へるわけですが、この点いかがでしょうか。

○小澤國務大臣 それは当然のことではございまして、入所順でおおむね行なつております。それで例外は多少あるかもしれませんが、とにかく古い者から順番に採用していくという方針には変わりはないと思つております。

○石橋(政)委員 それでは三番目に移ります。今度の十九条の二項で、一年以内の期限を切つて政令によって雇用のことをできる職員ができるわけではございまして、さういふ人たちの賃金その他労働条件、これが定員内職員と

実質的に差別を受けるやうなことはないか、あくまでも同等に扱われるという保障があるのかどうか、この辺をお尋ねしておきたい。

○山口政府委員 十九条二項で、臨時に一年以内を限つて政令で置くことができるという規定を設けておりますが、その趣旨は、この前にも申し上げましたところでありますけれども、十九条一項の規定によつて当然定員化するべきものであります。法律によつて定員を定めるといふことが事実上できないやうな緊急の場合に認めるものでございまして、従つてその実質的内容は法律定員と変わりはない性質のものでございまして、その取り扱いも定員内の職員と全然同じでございまして、○石橋(政)委員 それでは最後に、残りの職員で再び調査を行なつて新しく定員化される人たちができるわけではございますが、その調査にあたりましてはできるだけ職員団体と連絡をし、これらの団体の意見も十分に聞かれて調査をされるなり、あるいは定員化の方式を作り出すなりしていただきたいと思つて、さういふ職員団体の意見を十分に聞き、尊重するということをお約束願ふものかどうか、これをお尋ねして私の質問を終わりたいと思つております。

○小澤國務大臣 残りましたものは行政管理局で調査をしてということになります。その調査に際しては、各省の意見を相当採用することになります。それから、各省はその組合といふいろいろ相談をするということになつて、各省すべてが話し合ひで行なうつもりでおります。

○山内委員 基準局の方にはわざわざ

御足労いただきまして恐縮でございますが、実は話の過程でちょっと確認いたしておきたいことがありましたのでお聞きしたいと思っております。従来や恒久的な職にある人にもかかわらず、二ヵ月更新でもって雇入れをやっていたという事実は、これは今度の行政組織法でもって解消しようということで、現在審議されていることは御承知だと思っております。そこでほんとうに二ヵ月で業務を終る場合は問題ないが、ところが一方、恒久的なものをやることは、あなたの方の所管しておられる労働基準法の違法ではないか、そのことについてまずお聞きしたいと思っております。

○上原説明員 基準法上は、契約期間の定めをどのようにするかという点につきましても、十四条で、一年以上の契約期間を定めることはできない、という規定はございしますが、その範囲内におきまして二ヵ月間の雇用で人を雇うということにつきましては、基準法上の特別の制限規定はないわけであり

ます。○山内委員 そういう御回答であると、これは私とちょっと見解が違ふと思うわけですが、一年以上をこえて契約してはいけないのだ。そうすると二ヵ月でもって全部更新をすることは何ら違法でないということになりますと、これは公務員の場合は別として、こういう考え方から最近の雇用というもの、労働者に非常に不利になっておるといふことはあなたの方御存じだと思ふ。もしこれが——これは法律を改正する府でありますから、もしあなたの方があくまでそういう御見解をとられるなら、これは法を明瞭に変える必要

がある、こういうふうに私どもは判断するわけですが。それで恒久的に仕事をずっとやらしている者も、二ヵ月というところでもって、そのときそのときでもって更新していくということになったら、昇給も必要ない、あるいは期末手当も要らない、扶養手当もそのほかの待遇も要らない、非常に不利な取り扱いになっておるんじゃないですか。このことの現状をあなたの方はどうお考えになっているか。

○上原説明員 今お尋ねの件は雇用制度の問題だと思ふわけでございますが、臨時工というような名前のものと、常用工との間に労働条件の非常に大きな差をつけるということは、お説のように社会的な公平の見地から見ると、好ましくないというふうな私どもも考えております。ただ基準法上の問題といたしましては、臨時工というふうな名前のものには、基準法の上では解雇制限というふうな制限はつきまして、脱法をはからうという意図がありま

す。○山内委員 今お尋ねの件は雇用制度の問題だと思ふわけでございますが、臨時工というような名前のものと、常用工との間に労働条件の非常に大きな差をつけるということは、お説のように社会的な公平の見地から見ると、好ましくないというふうな私どもも考えております。ただ基準法上の問題といたしましては、臨時工というふうな名前のものには、基準法の上では解雇制限というふうな制限はつきまして、脱法をはからうという意図がありま

す。○山内委員 公務員については、先ほど議論がありまして、もちろん基準法のワケ外であることは承知しております。地方公務員の場合は、原則として適用がある。ところが地方公務員の方にはこういう問題が多いのです。それは先ほどあなたがおいでにならぬときに私は指摘しておる。しかしこれについては行政措置で、一日も早く解消したいという御回答もあつた。ただまだ実態を把握していないといううらみがあつた。そういうことで国みずからがこういうものをやめて、早く解消してもらわれないと、あなたは今——民間産業の臨時工というのは、さっきも話が出ましたけれども、非常にこういう脱法行為をやつておる。あなたの方はそれについてどういう実態を把握されておるのか。一つの現実として、これはそうだとはいへないけれども、起るのか、具体的な問題が出たときは取り締まるけれども、一般論としてはう

す。○山内委員 公務員については、先ほど議論がありまして、もちろん基準法のワケ外であることは承知しております。地方公務員の場合は、原則として適用がある。ところが地方公務員の方にはこういう問題が多いのです。それは先ほどあなたがおいでにならぬときに私は指摘しておる。しかしこれについては行政措置で、一日も早く解消したいという御回答もあつた。ただまだ実態を把握していないといううらみがあつた。そういうことで国みずからがこういうものをやめて、早く解消してもらわれないと、あなたは今——民間産業の臨時工というのは、さっきも話が出ましたけれども、非常にこういう脱法行為をやつておる。あなたの方はそれについてどういう実態を把握されておるのか。一つの現実として、これはそうだとはいへないけれども、起るのか、具体的な問題が出たときは取り締まるけれども、一般論としてはう

す。○山内委員 公務員については、先ほど議論がありまして、もちろん基準法のワケ外であることは承知しております。地方公務員の場合は、原則として適用がある。ところが地方公務員の方にはこういう問題が多いのです。それは先ほどあなたがおいでにならぬときに私は指摘しておる。しかしこれについては行政措置で、一日も早く解消したいという御回答もあつた。ただまだ実態を把握していないといううらみがあつた。そういうことで国みずからがこういうものをやめて、早く解消してもらわれないと、あなたは今——民間産業の臨時工というのは、さっきも話が出ましたけれども、非常にこういう脱法行為をやつておる。あなたの方はそれについてどういう実態を把握されておるのか。一つの現実として、これはそうだとはいへないけれども、起るのか、具体的な問題が出たときは取り締まるけれども、一般論としてはう

す。○山内委員 公務員については、先ほど議論がありまして、もちろん基準法のワケ外であることは承知しております。地方公務員の場合は、原則として適用がある。ところが地方公務員の方にはこういう問題が多いのです。それは先ほどあなたがおいでにならぬときに私は指摘しておる。しかしこれについては行政措置で、一日も早く解消したいという御回答もあつた。ただまだ実態を把握していないといううらみがあつた。そういうことで国みずからがこういうものをやめて、早く解消してもらわれないと、あなたは今——民間産業の臨時工というのは、さっきも話が出ましたけれども、非常にこういう脱法行為をやつておる。あなたの方はそれについてどういう実態を把握されておるのか。一つの現実として、これはそうだとはいへないけれども、起るのか、具体的な問題が出たときは取り締まるけれども、一般論としてはう

す。○山内委員 公務員については、先ほど議論がありまして、もちろん基準法のワケ外であることは承知しております。地方公務員の場合は、原則として適用がある。ところが地方公務員の方にはこういう問題が多いのです。それは先ほどあなたがおいでにならぬときに私は指摘しておる。しかしこれについては行政措置で、一日も早く解消したいという御回答もあつた。ただまだ実態を把握していないといううらみがあつた。そういうことで国みずからがこういうものをやめて、早く解消してもらわれないと、あなたは今——民間産業の臨時工というのは、さっきも話が出ましたけれども、非常にこういう脱法行為をやつておる。あなたの方はそれについてどういう実態を把握されておるのか。一つの現実として、これはそうだとはいへないけれども、起るのか、具体的な問題が出たときは取り締まるけれども、一般論としてはう

す。○山内委員 公務員については、先ほど議論がありまして、もちろん基準法のワケ外であることは承知しております。地方公務員の場合は、原則として適用がある。ところが地方公務員の方にはこういう問題が多いのです。それは先ほどあなたがおいでにならぬときに私は指摘しておる。しかしこれについては行政措置で、一日も早く解消したいという御回答もあつた。ただまだ実態を把握していないといううらみがあつた。そういうことで国みずからがこういうものをやめて、早く解消してもらわれないと、あなたは今——民間産業の臨時工というのは、さっきも話が出ましたけれども、非常にこういう脱法行為をやつておる。あなたの方はそれについてどういう実態を把握されておるのか。一つの現実として、これはそうだとはいへないけれども、起るのか、具体的な問題が出たときは取り締まるけれども、一般論としてはう

ちよつと申し上げて、きょうは終わりたいと思ひます。

○久野委員長 これにて本案についての質疑は終了いたしました。本会議散会後再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後二時二十四分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国家行政組織法等の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対し、草野一郎平君外十七名より、修正案が提出されております。

国家行政組織法等の一部を改正する法律案に対する修正案
国家行政組織法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。
(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して、昭和三十六年四月一日から適用する。

附則第三項中「この法律の施行の際」を「昭和三十六年四月一日において」に改める。

附則第十項中「この法律施行後」を「昭和三十六年四月一日以後」に改める。

○久野委員長 本修正案について、提出者よりその趣旨の説明を求めます。草野一郎平君。
○草野委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提案者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますので、朗読を省略いたします。

政府原案の施行期日は四月一日であります。その日はすでに経過しておりますので、本法は公布の日から施行し、四月一日から適用することが適当な措置と考えまして、本修正案を提出いたしました次第であります。

何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○久野委員長 本修正案について御質疑はありませんか。――別に御質疑もないようでありますので、これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。

別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、草野一郎平君外十七名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立総員。よって、草野一郎平君外十七名提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立総員。よって、修正部分を除いては原案の通り可決いたしました。

これにて国家行政組織法等の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

なお、議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきまして

は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

○久野委員長 次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますのでこれを許します。山内広君。

○山内委員 前会総理においてお願いまして、いろいろお尋ねいたしましたわけでありましたが、時間の制約もありまして問題を十分に説明できずに終わつた二、三の問題もありますので、それらをまづきょうはお尋ねしておきたいと思うわけでありまして。

あのときの質疑応答の中で、私としては非常にこれは見の出し、聞きのがしのできない重大な問題であると考えましたのは、自衛のためなら核武装もいいではないか。ミサイルの核武装も防衛のために使う場合には憲法違反ではないかと思う。これは長官がはっきり言葉もそのように言われたように記憶しております。ただ政策としては国民の誤解を受けるおそれもあるもので、政策としては核武装はしない。これは総理もはっきり言われたわけでありまして。ところがこれが非常に大切なわけ

です。憲法解釈としては差しつかえないのだけれども、政策として持たない。一体この政策はいつまで変わらな

いでおそれなく防衛庁長官としての在任は、そう長いことだとは思いません。情勢の変化によつてはあすの日の政策を変更する場合もあり得るわけ

です。しかし憲法解釈ということになれば、そう簡単にできるわけではない。また私もこの憲法を守つていく責任がある。そこで長官のお考えになつておる自衛のためなら相手を攻撃しないのだ、守るための防衛力としての核武装を認めるという、この核武装の範囲をどういうふうにお考えになつておるのか。また、私の今申し上げました指摘事項に間違いがあったら、ま

ず御訂正いただきたいと思ひます。

○西村國務大臣 重ねての山内さんの御質問でございますが、私も憲法解釈といたしまして、憲法だけを取り上げて憲法の法理論的解釈としては、自衛隊が核武装する、自衛隊のため必要最小限度の実力以下のものとして認められるかどうか。この場合であります

が、もちろん原水爆のような他国に攻撃的脅威を与えるような核武装をするということは、私も憲法では認めないという解釈しております。ただ核兵器と名がつけば一切これを禁止するのだ、これを保有することは一切違憲であるということは、ちょっとわれわれとしては憲法解釈上行き過ぎである。言いかえすれば軍事技術の発展と申しま

すか、兵器の研究開発の進んだ場合におきまして、他国に攻撃的脅威を与えないようなもの、攻撃的性質を有しないものができたとした場合に、これをしも法理的には禁止はしていない、こ

う解釈しておるのであります。あくまでもこれは憲法の解釈としての問題でございまして。一方、御存じの通り原子

力基本法というものがはっきり存在をいたしておりますし、また今おっしゃいましたような基本法にあるからではなくて、政府としては核兵器は持ちません、こう政策上もはっきりたびたび政府全体として総理大臣の口から申し上げております。これが核兵器に對するわれわれの考え方でありまして。

○山内委員 それでは重ねてお聞きしますが、私は兵器に對してはしろうとでよくわかりませんが、専門家である長官にお尋ねいたしますが、普通に原水爆といわれるようなものならばいかぬけれども、小型化して、核兵器があれだけの威力を発揮しないと申しま

すか、防衛だけに使うような核兵器ならば持つてもいいではないか、こういうお話と承つたのでありますけれども、不幸にして原水爆のようなあの大きな威力を持つもの、今はもう長崎や広島は何百倍、何千倍という威力を持つものもできておるわけでありまして。

そうしてそれがだんだん科学兵器の発達で小型化されておる。確かに最初のときは私も原水爆というものは、そ

うだんごをまるめて小さくするように簡単に小型化するわけにはいかないと

いうふうにならぬと聞いておつたのでありますけれども、最近の核兵器というものは小さくても非常に威力を持つてゐる、そういうふうな新聞やなんかでは解説しておるわけでありまして。この誘導弾に積み込んで、そうして弾頭をつけていく。この核兵器が原水爆の

ようなあの威力を発揮するものとどう

いうふうな違いがあるのか。これは私

いう、そういうことは具体的にもちろん御承知の上で言われたと思ひますので、そのことをお聞きしたい。

○加藤政府委員 核兵器につきましては、御承知の通り今まで実際に落とされました広島、長崎の爆弾が、約二十キロトンというものであります。通常兵器によります普通の殺傷力というものは、大体その落下した地点から数十メートル、大砲等でも数十メートルであります。それくらいは威力のものと

ございまして、数千メートルに破壊半径が及ぶわけでありまして。非常に大きな損害を受けるわけでありまして。今

お話のありました通り核兵器そのものにつきましても、一方におきましては非常に大型化ということがいわれてお

ります。メガトン級――百万トンですね。百万トン級の威力を持つ大型原

爆、水爆も開発されておる。と同時に小型化の努力も続けられておるのであります。現在われわれの知つておる

ところでは、ハインチ砲、二百数十ミリの口径大砲までは、核弾頭を詰めたものが撃ち得るよう小型化されておる

というようにも聞いておりますが、別の情報によりますと、さらに百七十五ミリの口径の大砲にも用い得るようになったという話も聞いております。また昨年のアメリカの国防に関する予算の説明などを見ますと、ペービー・クロケットというふうなものは二人持ちで、これにも核弾頭をつけ得るのだという説明もあつたように承知をいたしております。非常に大型化すると同時に、非常に小型化してきておる。小型化をしてきましても、普通の爆弾と違

能というものはないわけでありませう。この害はどうしても残る。これを清浄化するということも一面において考えられておりますが、これを清浄化しますと非常に金がかかるのと、威力も減少するのではないかと、この研究もやっておるようでありませう。将来どういふものが現われるかということにつきましては、なかなか予測しがたいのであります。ところが、これは日本とは別

の話であります。御参考までに申し上げますと、スイスが核武装をしようといふことを議会等で言っておるようであります。そのときに、スイスは中立国でありますので外国を侵すようなことはしないが、原爆の時代だから飛行機を撃つSAMですか、非常に短距離の射程の大砲、こういうものを当時スイスは考えたようでございます。

○山内委員 今の御説明では、核武装が必ずしも他国に脅威を与えないとか、攻撃武器でないとか、そういう御説明ではなく、逆に私はおそろしい感じを受けるわけであります。一つには非常に威力を持つ大型化があり、片一方では非常に小型化が進んでい

る。この間も御説明がありましたけれども、もうこれからの武器は全部ミサイルの傾向を帯びておる。そしてそれは全部核弾頭をつける方向にある。これは長官は、そうではない、日本のミサイルは発注するにしても、あるいは導入するにしても、努めて核武装しないものだけを運ぶのだ、こういうようなお話もありましたけれども、その裏にはやはり将来はミサイルに核弾頭をつけて核武装するという傾向は、これはちょうど総理のおられたときも話が出ましたけれども、深く探究できないままに

終わつた点でございます。繰り返すようですが、この点を私は非常に思はれておるわけであります。今まで憲法改正の問題は、私も記録を拾つてずっと読んでおりますけれども、最初は自衛力でも戦争はやめるのだという閣議決定の御発言も、記録の中には残つておるわけでありませう。しかし間もなく自衛は認めるのだ、こういう解釈があり、途中ではミサイルは認めない、こまめでいくと戦力になるだろう、こういう発言があつたかと思つて、今ではもう公然と運搬用具としてのミサイルは自衛力として認める、こういうふうに変つておる。そうしてこれは別に今の長官の御発言ではありませぬけれども、前の岸さんのときだと思つて、核武装のものによつては防衛のために使うのならば、自衛として憲法解釈上違反でないというところは、前の総理の御発言を記録で読んだわけでありませう。そういうことでこの九条の解釈というものが、ほんとに進み、発展する。その裏づけに現実には軍備というものが国民の知らない間にどんどん強化されておる。

今の長官の御説明の、憲法解釈上は違反でない、政策として禁止しておるだけだ、これは前にも一度私からお聞きしてはつきりした御回答をいだけなかつた点でありますけれども、憲法上捨てておるところの戦力と、それから認められておるところの戦力と、それから認めておるところの戦力と、この自衛力と

の限界がどこにあるのか、一つ具体的に示さなければならぬ、これは必要があることは、以上申し上げましたようない見解から、初めて国会に出て、非常に不安であり、かつ国民もみなそれを

知りたがつておると思ひますので、重ねてお尋ねしておくわけであります。○西村国務大臣 もう一度申し上げませうが、山内さん私の考え方は、賛成、反対は別として御理解いただけると思ふ。ただ賛成、反対とか、そういう意味ではございませぬ。要するにあくまでも憲法上の問題だということでございます。そうして憲法の解釈としてまず核武装について、絶対に禁止している、こういうような解釈はわれわれはとらない。最小限の自衛のためならば核は持つことは違憲とは言ひ切れ

ない、こういう解釈をとつておる、こういうふうにならざるを得ないのであります。そこでこれが国民の知らない間に、極秘に進められるのではないかとわれわれは、私も少しは懸念をしております。御承認いただくなら何なりして参るわけでございます。この点御了承いただきたいのであります。

それから自衛力と戦力の観念、言いかえればその相違点でございます。なるほどこれは文章としてはちよつとむづかしい問題だとは思ひます。たとえば戦力といふも、ただ字だけ見れば戦う力、言いかえればこれは警察にも戦う力といふものはあるかと思ふのであります。あるいはほんのちよつとのも、刃物一つでも戦う力といへば、戦力とも解釈できる。問題は憲法の全体、九条一項、二項と申しますか、これをかみ合せておいておられるのか、これを自衛力の差を見ておられるのか、特に国際紛争解決の手段としての戦争または武力行使に役立つような程度の人

的、物的の総合的な組織力、こういうふうな戦力を解して参りたいと思ふのであります。そうなりますと、それに対してわれわれが現在保持したものはこれは保持せんとするものはこの戦力には該当しない。ただ単に戦力という言葉だけでいいますならば、これは自衛隊の力はもちろんのこと、警察の力あるいは民間の持つておられるものでさへも、これは戦力とも言えると思ふのであります。憲法の解釈としてはあくまでも私が前段に申し上げましたような第九條二項が保持を禁止している戦力とは、国際紛争解決の手段としての戦争または武力行使に役立つような組織的な力、こういうふうな戦力を解釈している次第であります。

○山内委員 そのことは前に憲法九条の解釈のときに、そのことまでは確かに回答もあり、私も了解しておるわけでありませう。憲法解釈を離れて具体的にどうなのか。もう少し言いかえませうと、自衛でありますから相手国から攻められたという一つの仮想、仮定がなければならぬ。そうしますと仮想敵国がどこなのか、その仮想敵国はどれだけの軍備を今現在持つておるのか、どういふ装備をしておるのか、その点と、紛争に巻き込まれて自衛の立場をとる場合には、日本の現在の自衛力と守れるのか守れないのか、具体的な場合がないかという、自衛といふものが私ども通常の観念として出てこないわけでありませう。その点をもつと具体的ににお知らせいただきたいと思ひます。

し、また感じておるものであります。が、問題はそういう場合、武力攻撃があつたときに、相手方のところに向かつていつて打ちのめす。あくまでも侵略を抑止し、同時に侵略があつた場合にはこれを制止する、この程度の自衛力、こういう力というふうな考え方

○山内委員 それもまた抽象的によく理解できないのですが、これは古い会議録で、たしかここにおられる横路さんかどなたかの質問の中にあつたかと思ひますけれども、それでは向こうでロケット弾を撃ち込んだ場合、どうしてもその基地をたたかなければ守れない場合に、こちからその基地をたたくことはどうなんだという質問に対して、確かに御回答があつたと思ひます。今の長官の御見解を承りたい。

○西村国務大臣 われわれはその意味で、一つは日米安保体制といふものによつて、抑制力を働かしているのだと思ふのであります。日米安保体制によつて、いわゆる他国から来るところの長距離の威力ある核装備、または少なくとも長距離のミサイル破壊力といふようなものに対しては、安保体制をもつて阻止していく、この組み合わせでやつておるわけであります。しかし御設問のように、どうしてもその力を出すというならば、われわれとしては自分の持つておる最小限の力でこれを抑制しあるいは制止するといふいろいろな工夫はしなければならぬであらう。さしたあたりわれわれの国力にあるいは国情、この国情にはすべていろいろな一切の事柄が入つて参ります。それから見れば、安保体制を中心に、そういう非常に強い外国の攻撃力に対

しては対処して参りたい、こういうふう
に考えております。

○山内委員 どこまでもなかなか具体
的な回答が得られないわけで、私の方
はむしろ具体的にお聞きしておると思
うのです。それではまたもう一歩具体
的にお聞きしたいのでありますが、ま
あいろいろあるけれども、そのために
日米共同の防衛を約束して両方で守
る、こういう意味のお話であります。

そうしますと、この間総理は、核武装
はやらぬ、かりにアメリカから押しつ
けられても断わる、向こうは日本の国
民の感情をよく理解しているから、そ
ういう押しつけはしないであろうとい
う、好意的な御回答もあったわけであ
ります。ところが現実は今お話を聞くと、
共同で守るといふことになりま
す、アメリカが日本国内に原子兵器を
持ち込んで来た場合はどうなんです
か。

○西村国務大臣 われわれは装備の変
更に核装備を入れるということは、御
存じの通り安保条約の交換公文におき
ましては事前協議の対象になってお
る。そうして普通考えられている条件
のもとにおいては、おそらく日本政府
は国内に持ち込むことは拒否するであ
りましょう。あくまでも日本の外側
において核兵器の抑制力というものが
働く、こういうふうに考えておりま
す。

○山内委員 しろうとなんでますます
わからなくなったのですが、そうしま
す日本の周辺には御存じの通り、言
う必要もないくらいアメリカの基地が
あって、ここは公然と持てるわけ
です。そこから相手国にどんな原爆を
飛ばしていく。日本の国内には、かり

にそういう核兵器がないにしても、ア
メリカの軍隊が駐屯しておる。そうし
ますと、向こうでは報復してくるとい
う事実は絶対にないのですか。向こう
が原爆を撃ってくるということはな
いのですか。

○西村国務大臣 われわれはそうした
事態が起こった後のことを考える前
に、まずそういうふうな建前でわれわ
れが抑止をしていくこと自体が必要だ
と思います。お説は全面戦争が起こっ
た後のことをお考えになっていくよう
であります。むしろわれわれは全面
戦争は可能性が薄い、あるいはない
と考えてもいいのではないかと。しかしそ
の基礎としては、やはり抑制力がしっ
かり日米安保体制によってできている
から、これを保つていくことによつて
初めてできるのだ、こういうふう
に考えております。

○山内委員 全面戦争は起こらないの
だ、そういう仮定のもとに自衛力を持
つ——まあしかしこれはお互いの見解
の相違であり、私も人類の幸福の
ためには、そういうものをお互いに撃
ち合うということは避けなければなら
ぬことですから、非常にけっこうだ
と思ひますけれども、何せ相手方はた
くさん持っておる。そうしてどんなミ
サイル、ロケットのようなものでこの
核兵器を研究し、保持し、新たな威力
を増大しておる。こういう中で、直接
侵略を守る建前の自衛隊が、一応それ
は希望条件ではあるかもしれないけれ
ども、そういうことも考慮に置かな
い日本の自衛隊だ、そういうふう
に解釈してよろしいのですか。

○西村国務大臣 ですからわれわれの
方は、あくまでも国内の守りでありま

す。国内の守りである以上は、核装備
をして敵の基地を直接たたく、あるいは
長距離のミサイルをもって敵の基地
をたたくという体制までは必要はな
い。またこれは国力国情に沿わない。
しかし定保体制によって共同防衛の建
前から、米側の抑制力によってこうい
うものを守つてもらう、これで私は国
の守りとしては一つの安定した方向が
御理解いただけるのではないかと、こ
う思っております。

○山内委員 あくまでも考え方が並行
しておるようでありますので、もう少し
質問を先に進めてみたいと思ひま
す。

たしかこの間の委員会、事前協議
の委員会は一回より持たれていないと
いう御説明のように思ひました。とこ
ろが今のお話では、ミサイルの持ち込
みも事前協議の対象になる。ところが
現在では、もうすでに日本にはミサイ
ルが持ち込まれておる。そうするとこ
れは協議からはずれたのか。その第一
回は去年の九月ごろ持たれたと思うの
ですが、その協議の内容は、そういう
ミサイル持ち込みのお話し合いがつい
たのか。どういふことで現在導入され
ている事実があるのか。

○西村国務大臣 安全保障協議会は御
存じの通り、安保体制運用上の最高の
一つの運営機関として設けられており
まして、防衛庁長官、外務大臣、それ
から極東のハワイの司令官、在日大使
の四者で持たれておりました。先般石
橋委員に申し上げました通り、やがて
そのうちに一回合は持たなければなら
ぬ。昨年のたしか九月の八日に、新
安保のもとにおいて第一回を開いてお
ります。今回も先方が了承すれば、わ

れわれは機を見て開いて参りたいと思
ひます。それでミサイルの持ち込みに
つきまして事前協議というのではなく
て、われわれの方は、装備の非常に重
要なる変更と申しますのは、結局は核
兵器を持ち込むというふうな場合であ
ります。従つて日本には現在核兵器と
いうものは、まだ日本が許して持ち込
ませておるといふ前例はないのであ
ります。

○山内委員 そうしますと、この最高
機関である協議委員会では、ミサイ
ルの問題は協議されない、こういう御
答なわけですね。持ち込みは相談して
ないのだ、こういうふうな今承つたの
ですが、そう確認してよろしいのです
か。もしこれは秘密事項でなかったら、
この第一回の協議委員会の会議録
を一つ公表していただきたい。

○西村国務大臣 外交折衝のことであ
りますから、一々会議録を公開する、
こういうわけには、先方への信義もあ
りますから、私はならぬとは思ひます
が、しかしわれわれの承知している範
囲におきましては、核兵器の持ち込み
について、まだ向こうから下相談が
あったり、あるいは話し合いがあった
りといふことは承つておらないのであ
ります。向こうも日本の国民感情なり
何なり考えておりますから、そういう
ような話し合いが出ていないのは、向
こうも持ち込む意思はないというふう
に、総理は先般回答されたのではない
かと私は思ふのであります。

○山内委員 相手方との信義もあつて
会議録は見せられないとあれば、それ
もそうかもしれません。しかし何か具
体的に問題があれば、その部分につい
てはまた公表していただかなければな

らぬのであります。この核兵器の持ち
込みについての相談がないというお話
がありましたけれども、ミサイルの問
題については、実は私も古い会議録を
ずっと最近読んでおるわけでありま
す。ところがその中に、たしかこれは
飛鳥田委員が御質問になつたことだと思
ひますけれども、ミサイルの持ち込みは
この協議委員会の協議事項である、こ
れで決定しなければならぬ事項だ
という回答がはっきりしております。こ
れがうそだったら、ここには御本人も
おりますから、飛鳥田さんからも確認
していただいてよろしいと思ひます。

○西村国務大臣 先ほど私が説明が足
りなかつた部分がございますが、事前
協議に關して安保条約六条の事前協
議、この対象の装備の変更と申しま
す、重要な変更でございますが、
これにはもちろん核装備、それから
一つはミサイルでも長距離ミサイ
ル、中距離ミサイル、こういうもの
については当然われわれは事前協議の対
象になる、こういうふうな考え方、装
備の重要な変更と考へております。
またこれに關係するところの基地の建
設、これも協議の対象、こう考へてお
ります。

○山内委員 その長距離、中距離、短
距離というのはどういうことで、どれ
くらいからが長距離で、中距離なの
ですか。

○加藤政府委員 長距離、中距離と申
しまして、距離についてははっきりし
たことを申し上げることは非常にむず
かしいと思ひます。ただ概念的に申し
上げますと、ICBMのような一萬数
千キロも飛ぶものは、だれが見ても長

距離であろうと思います。中距離ミサイルといたしましては、IRBM、二千数百キロから三千キロくらいのものが中距離ミサイルというのが、大体の常識だと思ひます。

○山内委員 そうしますとICBMのような、それこそをこえる、こういうものだけが事前協議の対象になっておるので、日本から中国を包容するような中距離のものも、事前協議の対象にならぬということではお話しにならないし、それでは協議にはならないと思ひます。これはしかし見解の相違でありまして、そういう回答のあったことを私記録にとどめておきたいと思ひます。

そこで、これはこの間の話であり、また今もちょっと出て停頓している問題でありますけれども、ミサイルの問題、これは今の距離にも関係して参りますけれども、さつきもちょっと申しました通り、長官は努めて核弾頭を握え付けないものを日本で今研究しておるのだ、こういうことでありますけれども、今までの議論を通じてミサイルというものは簡単に――またこの間の長官のいろいろなお話の中にも出た通り、確かに核弾頭を握え付けれないものも実は私も承知しております。しかしこういうものはほとんどアメリカ自体も製造をもうやめておる。そして全部のミサイルが核弾頭を握え付けられるような情勢に変わつてつあると、いうことはいふまでもないと思ひます。そこで今あなたの方で保有されておるミサイルで、核弾頭をつけられるものとつけられないもの、将来ともそれは核弾頭はどういうふうな施設してもだめだといふもの、あるいは国内にたぐさ

ん今試験的のものもあり、現に発注されているものも相当あると思ひます。が、そういうものの種類はどういうものか。これは長官でなくともよろしいですから、具体的にお話しただきたい。

○加藤政府委員 今自衛隊で持つておられますミサイルといたしましては、一つはサイドワインダーがございします。これは飛行機に搭載をいたしまして相手の飛行機に向かって射撃するというものでございします。これは射程がせいぜい八キロくらいでございまして、核弾頭は構造上つかないというようになつております。そのほかには対戦車誘導弾、これは日本の技術研究本部で開発したものでございまして、千メートル、千数百メートル、二千メートルまではなかなかないというような状態のものであります。これも核弾頭はつかないものであります。そのほかには保有しておるミサイルといたしましては、エリコンというものをスイスから一基購入して研究開発用に使つております。それとこれはまだ日本として受け取つておりませんけれども、艦艇に搭載いたしますターター・ミサイル、これも入れることにしておるのがあります。以上が現在防衛庁が持ち、また特たんとしておるミサイルでございします。

○山内委員 ターターのことはこの前に長官もお話ございましたが、私どもはこれは核弾頭を握え付けられると、いうふうな聞いておりますが、どうですか。

○加藤政府委員 私どもはこれは核弾頭はつかないものというふうに承知しております。

○山内委員 それでは将来持つてくるといわれているホークというものの説明がありました。これはどうですか。

○加藤政府委員 これはこの前西村委員のお尋ねに対して申したのでありますが、これは通常弾頭ですが、ただ特別のウォー・ヘッドはつき得るということを書いたものもありますので、よく研究しなければなりません。普通にはつかないというふうに承知しております。

○山内委員 これはあなたの方はそう言われるかもしれませんが、核弾頭を握え付けられるというものは国際的な常識のように聞いておりますが、おわかりにならなければ私も確認できないわけですから、これは確かにつけられるということが文献にも出ております。

それからこれは長官からお話があったのですが、ナイキ・アジャックスですが、これは核弾頭がつかぬでアメリカでも製造しておらぬ。ところが今日本に持つてきておるハーキリーズですが、これは本物はきてなくて、発射台だけを持つてきておるといふことを説明されたのでありますが、ハーキリーズというものは、ナイキ・アジャックスの三倍も射程があり、非常な威力を持つものであると、これは核弾頭が握え付けられるというのを、防衛年鑑か何かではつきり見ておりますが、この点はいかがですか。

○加藤政府委員 ナイキについては、われわれは持つておりません。ただ今計画しておるのは、ナイキ・アジャックスというものを受け入れようといふこととございします。ナイキ・アジャックスは、この前もこの委員会でお尋ね

があり、お答えしたと思ひますが、これは核弾頭はつかない。お話を点はランチャーの問題でありまして、発射する発射台が要るのであります。ユニバーサル型というものを入れようとしておる。このユニバーサル型はナイキ・アジャックスとナイキ・ハーキリーズと両方使える。それはランチャーの問題でありまして、ナイキ・ハーキリーズの問題ではございしません。

○山内委員 これは私の聞き違いかもしれませんが、今度アメリカに二百七十一名が、ミサイルの研究に行つて、何カ月か修行すると、ナイキ・アジャックスですか、これを持つて帰るのだ、たしかこういうお話があった。そうすると、今の核弾頭を握え付けられるハーキリーズですか、それでもつても現実には練習しておる。現物をすりかえると、いつでもこれからばんと核弾頭を握え付けたミサイルを飛ばすことができる、そういう理屈になるわけではありませんか。どうもこの辺がおかしい。ちょっとしるうとにわかりやすく御説明願ひたい。

○加藤政府委員 ナイキのランチャーは、ただいま御説明いたしました通りユニバーサル型でございまして、これはアジャックスもハーキリーズも両方に使えるというふうに承知しております。アジャックスの方は核弾頭はつかない。ナイキ・ハーキリーズの方は通常弾頭と核弾頭が使える。しかし今自衛隊の方で特とうとしておりますのはアジャックスでございします。ということをおし上げておるわけであります。

○山内委員 兵器に対してのしるうとがあまりこういうことを立ち入つてお

話しても、何か聞き違いがあるようでありまして、何かしこれは私が初めて通つて自分が受ける感じ、あるいは同僚の諸君もお気づきになつているかと思ひますけれども、やはり核弾頭を握え付けられるミサイルがだんだん既成事実として入りつつあるという印象だけは、これはぬぐえない事実だと思ひます。それは先ほども加藤さんからのお話のありました通り、兵器はどんどん進んでおる。そうして小型化されてきておる。最近の科学技術の進歩というものは、たとえラジオを聞いても、テレビを見ても、あの大きなラジオは今ではマツチ箱ぐらいのも聞き取れるようになっておる。核弾頭も小型化するし、それを運ぶミサイルも非常に進歩しておる。それがだんだん国内に入つてきておる。そうして先ほど長官が言われるような憲法解釈の、入れることとは差しつかえないのだが、戦力となることとできない、協議委員会の事前協議の対象になると言つたものが、今では長距離だけじゃなくて、中距離や短距離はまあ差しつかえない。しかも聞いてみると、その中距離というものはおそろしい遠いところまでこれが延びておる。こういう事実が着々と既成事実として盛り上がつておる。このことに私も非常に不安を感じておるし、また今回初めて当選してきて、国防というものに触れてみて、私は非常に恐怖を感じるわけであります。仮想敵国がどこかわからぬと言つておられますけれども、これはアメリカが仮想敵国になるわけはないので、当然取り巻いておる国といふことは、言わず語らずわかるわけであります。そ

この戦力というものは私も新聞や何かで承知しております。こういうときに、この自衛の問題、この間は野球の話をいたしましたけれども、ほんとうに正直にああいう話を聞きますと、私もは不安なを得ない。

あまり私だけ時間をとるのもあれです。若干意見を述べたいと思うのですけれども、今までの何回かの議論を通じて感じ取りますことは、自衛々々と、非常にけつこうな言葉であり、これは善意をもってその任に当る長官以下やっておると思えますけれども、決して自衛というものは武力だけでもない。自衛隊だけでも。もっと広い意味の外交も加わらなければならぬ。国民の考え方もなければならぬ。経済も伴わなければならぬ。自分たちだけで国を守るのだということ、は、やはり思ひ上がりだと思えます。

これは総合的に全部を考えなければ、たとえばもつと脅威を感じる、お手上げだ、処置ないという相手方と円満な友好的な外交関係を結ぶことが、日本の一番の自衛であることは、これはもう理の当然であります。けんかをすること、かけがえない、そういうふうな、気がエキサイトしないで、友好関係であれば、何もこうミサイルがこうだ、敵の戦術がこうだ、やれ武器の発達がこうだとおそれることはない。お互いに友好関係を確立していくというのを、考え方が一番の自衛だということを、今回初めて——抽象的な選挙のための演説だけでなく、この期間を通じて感じてきたわけであります。やはりこれは今自衛隊の置かれてある国際的な問題、そういうものも情勢から再検討していただかないと、決して愛され

る自衛隊にもならない。そうして憲法だけを拡張解釈して、既成事実がどんな積み上げられていく、こういうことは、私はばかりでなく、日本の国民ひとしく心配しておる点だと思つてあります。まだまだ一月以上も審議の期間がありますから、またあらためてお聞きする機会もあらうと思ひますので、総理のおいでになったときに確認できなかった点を一つだけお聞きして、きょうの私の質問を終わりたいと思ひます。

○久野委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 私はいま、先般総理及び長官にお尋ねした基本的な問題と、長官にとくとお伺いしておきたい問題をとり上げて質問をさせていただきます。最初に法律に直接関係した問題をとり上げてみたい。

自衛隊法の七十八条に規定してある命令による治安出動の出動理由の一つである間接侵略の内容を御説明願いたい。

○西村国務大臣 自衛隊法に規定してあります間接侵略は、外国から陰に陽に教唆のある侵略、大規模な内乱、こ

ういうふうな私どもは解釈しております。外国の教唆というものが陰に陽に行なわれる、こいうふうな考えております。それによるところの大規模の内乱というのか騒擾、こいうものだと考えております。

○受田委員 外国の教唆による前提のもとに行なわれる大規模の内乱、これが間接侵略、それだけでございますか。

○西村国務大臣 法律解釈でございますから、あるいは的確を欠くかもしれませんが、大体の趣旨は、外国の教唆等による扇動等が中心であります。それ

れからもう一つは、教唆、扇動外の、干渉という言葉を使つてもいいかもしれません。それから内乱——内乱という言葉がまた法律用語になります。騒擾というふうなことも、外国のこいう力が働いておる場合における内乱あるいは騒擾、こいうふうな解釈していただきたいと思います。

○受田委員 そうしますと外国の干渉、教唆という前提があつて、それに伴う大規模の内乱、騒擾、これだけに限定して間接侵略を了解してよろしゅうございませうか。

○西村国務大臣 そういうように了解いたします。

○受田委員 目下キューバに内乱が起つております。これについては、今ソ連邦と米国の間に冷たい対立が行なわれておるのでございませうが、このキューバの例にとりまして、これはいろいろ解釈があるわけですね。内乱であるという場合に、外国の干渉が行なわれておる、行なわれておらないとい

ういろいろ議論が行なわれておるわけですね。その判定はだれがするわけですか。

○西村国務大臣 それは政府がいたします。

○受田委員 総理大臣が判定をするわけですね。

○西村国務大臣 最終判定は総理大臣がいたします。

○受田委員 その判定をする際に、外国の干渉、教唆、こいうものの認定が誤られることによつて重大な結果が起ると思うのです。この間接侵略の定義とその運用ということについて、内閣総理大臣に非常に重大な責任がかけられる。そこで私はこの問題にし

たわけです。総理大臣の命令一下、自衛隊が出動できるわけですね。国会という国民代表の機関を通じて十分討議して、これが外国の教唆であるかあるいは干渉であるか、こいうことが十分討議され、国民の納得の上において、今あなたが言われたような立場で間接侵略であると認定されたときに、初めて国会の承認を得て総理大臣が自衛隊の治安出動を命令するこいう立場が、最も納得のいくやり方ではありませうか。長官いかがお考えですか。

○西村国務大臣 この法律解釈でございしますが、ちよつと法律の条文を引用いたしますと、命令による治安出動、第七十八条に、「内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる」認めるのは内閣総理大臣であります。お説の通りであります。事柄は間接侵略その他の緊急事態であります。従つて第二項で受けまして、二十日以内に国会に承認を求め、事後の承認であります。こいうふうになつておるわけ

であります。この承認によつて、政府がもし誤った判断をするこいう場合には、責任を問われることは当然であります。それから事柄が、第一項によつては緊急事態であります。この点も一つ御判断の材料にさせていただきたいと考へます。

○受田委員 もちろんそうです。間接侵略その他の緊急事態です。間接侵略が主役を演じておる。そうしてそれに対して一般の警察力をもって治安の維持ができないときに、内閣総理大臣が自衛隊の出動を命ずるのです。ところがあなたは今二十日以内に国会の承認を得る

こいう事後承認のことを言つておられるが、一へん出動しておいて部隊が——後ほど、これに書いてある政令による武器の使用規定、指揮官の命令によつて、武器を使用することができるようになつておるのです。治安出動の際にこいう武器までも使つて、国内において日本国民同士をお互いに戦つて殺戮して、そうして二十日後に国会の承認がなかつたら引き上げるこいうやり方は、私は適切でないこう思ひます。跡始末をするために国会が必要なのはなくして、こいう事態に對して総理大臣の認定基準を国会の討議をして、こうして国会で承認して総理大臣が命令権を行使するこいう立場であるならば、それは民主的な自衛隊の運用を誤らなかつた、内閣総理大臣も責任が軽くなる、このことを私は言つておる。事が起つて、殺戮事件が起つて、しかる後に跡始末をするのに国会の承認が要するこいうような行き方で、第七十八条の総理大臣に命令権を持たせるこいうことは適当であるこう思ひますか、いかがですか。

○西村国務大臣 結論から先に申し上げますと、私はこの条文で適当だと考へます。なぜならば、事柄は緊急事態といふところを中心にお考へいただきたいこう思ひます。こいつ、こいつは、防衛出動の際にはなるほど事前の協議がございしますが、防衛出動の形態の場合においては戦争であります。言いかえれば、外国から武力侵略またはそれのおそれがある場合であります。大体にこい程度、緊急事態と申しましても多少事前に判断する余裕もあろうこう思ひます。いま一つは、この方は事柄がより重要であります。外

部からの武力侵略あるいはそのおそれというものは、国際からの問題であります。それだけに私はこの程度の差があつてしかるべきだ、こういう解釈であります。

○受田委員 それは反対ではないですか。防衛出動の際には、もう目の前に直接の侵略を受けておるといふ場合に、そのときですら国会の承認を原則にしておるのです。一方外国からの侵略、外国からの干渉とか、教唆とかいふ場合に、外国の軍隊が来るのではないのですよ。国内の内乱とか騒擾、日本国民の間で起つた内乱や騒擾で日本国民が立ち上がつておるといふ場合ですよ。その場合に、防衛出動以上の緊急性があるとなつては、今言われておられますが、これは逆じゃないですか。国内で兵器や武器を持つていない国民が騒擾を起すとか、それにも限界があるのです。警察力で維持ができないといつたつて、警察官には、警察官も武器を使用することがあります。そうして十数万人の警察官がおるのです。その警察官が脅威を受けるような事態といふことは、そうざらに起こることでもないし、またそういうときに、自衛隊が出動するときは、十分国会で討議する余裕を持たせるべきです。外部からの直接の武力攻撃とは性質が違ふのです。国内で日本国民が立ち上がる。そういう程度のものでない、国民代表の国会の十分の検討を通じた、その結果における国会の承認による総理大臣の権限行使といふのが順序ではないですか。私はこれは非常に重大な問題だと思ふ。この間から石橋委員が問われたところで、間接侵略にだんだん近づいたとか言われておる。そういうとき

に、国内で日本国民が立ち上がるに、外部の武力攻撃よりもっとひどい、緊急の事態でやるなどということには逆じゃないですか。

○西村国務大臣 私は逆とは考えておりません。国際間の問題の方がより国家の安危に関することです。それだけに事柄は国会において時間があつたすれば、十分原則として論議を尽くす。こういう行き方をとつておるのが防衛出動の場合であります。従つて、それよりは国内的問題であります。しかし事柄は、いわゆる警察力をもつて維持できないといふ緊急状態でありまして、一応治安出動をその判定によつて認めて、事後承認を求め、私はこういう差があつて当然ではないか、私はこういうふうな解釈しております。

○受田委員 私は国会軽視もはなはだし長官の発言にさうか失望しております。この間もちょっと例を引きましたが、極端な例でございしますが、自衛隊が反乱を起すことも考えられます。そういうときには、国会の意思を尊重するという原則をもつて政府が命令権を発動するときは、政府は国民とともにある、国会とともにあるという形になるのです。総理大臣の権限をあまりにも極端にするような、この点についてはあなたも十分これを御検討願ひたいと思ひます。

これに関連してもう一つ私は伺ひます。同じ自衛隊法の中に、こういう規定があります。それは自衛隊法第二十一条、航空総隊の増置、廃止等に対して政令公布の道が開けておる。特別の事由によつて航空総隊の増置、廃止その他をするとき、国会閉会中は政令を公布できる。十三条二項には方面隊の設置、また十九条二項には、地方隊の設置、こういうふうな今法案に出されたような新しい部隊を作つたり、廃止したり、編成したりする場合には、特別な事由のあるときは、国会閉会中にこれを政令で公布して、あとから国会でこれを改正の手続をとつていくという規定がある。これはいかがですか。

○西村国務大臣 もちろん軍の編成は大事なことでありますから、かつては天皇大権であつたことは旧憲法で御存じの通りであります。従つて今日は国会の承認を経て編成をきめていく。ただ問題は、軍隊の機能の發揮を効率的にせざるを得ないという段階におきまして、国会閉会中におきましては、この措置をそれと認めておる、そういうふうに考えます。

○受田委員 そこに問題があるのです。大休国会が閉会中であつて特別な事由があるといふことになるならば、この法案が野党の強い反響を受けて国会で通らなかつた場合、特別な事由が発生して、政府は方面隊の編成あるいは航空総隊の編成、地方隊の編成といふことは政令でできるということになるのじゃないですか。

○西村国務大臣 御質問の趣旨がちょっとわかりませんが、私ももとしましては原則としては、編成においてはやはり国会の御審議を願つていくわけでありませう。しかし特別な事情、この内容は立法関係でございしますから、いろいろ當時練つたものだと思ひますが、軍の性格からきてゐる特殊な事情がある場合、事柄からいへば私の言うことが当たつてゐるかどうかでありませうが、

緊急のような事態に際して、急遽軍の編成が之をしなければそれに対して効率的な措置ができないといふような場合も、その事態の中の一つに入るのではないかと考えております。

○受田委員 国会閉会中に特別な事由がある場合には、方面総監部、管区総監部、混成団本部の名称及び方面隊、管区隊、混成団の増置並びに廃止等につきましては、政令でこれをやることのできる、こういう規定があるわけですが、国会がそういう方面隊の設置を規定したりするような法律を通過さなかつた場合には、非常に緊急で急ぐという場合には、日米安全保障のような圧力などもあつて、日本の内部の自衛隊の編成がえをしなければならぬといふときに、これを国会を抜きにして政令で出すといふようなことを規定しておることは、これは大へん国会軽視もはなはだしきものである。いかがですか。

○西村国務大臣 これは事例が当たるかどうかしりませんが、私の聞いてゐるところでは、在外公館の設置等について、もうこの規定があるようであり、いゝわんや軍の性格からいって、こういうものがあつてしかるべきだと私は考えております。今のような普通の泰平な状況において、二法案がつぶれたからとたんに政令でもつて増置をしよう、十三個師団編成がえをしよう、そういう考えはわれわれは毛頭ないものであります。あくまでも特別な事情といふ前提のもとに考えなければならぬといふことであります。国会を通らないことは特別な事情ではないと思ひます。客観的に言ひますならば、これは普通に御審議を願つて、民主的な行き方で、これが否決をされたら否決

をされたといふことで、これだけの普通の状態であると私たちは解釈すべきではないかと考えております。なお増置と書いてありますと、何か政令で勝手に予算措置をとつて増員をしたりするといふようなお考えのようでありませうが、財政上の緊急処分といふようなものは当然あり得るわけではございせん。

○受田委員 これはそのようなことな答弁ではない規定なんです。国会でこれほど与野党の間で攻防戦を演じて難航しているような法案が、実は特別な事由がある場合には、国会閉会中という名をかりて、政令で部隊の編成がえ、増置、廃止、名称の変更、こういう大きなことが、三カ条にもわたつて、方面隊、方面総監部から最後は地方隊に至るまで全面的な権限が与えられておるといふこと、これは私は重大な問題だと思ひます。特別な事由といふのはどういふ事由ですか。

○西村国務大臣 要するに私も考えますのは、軍隊は動かさないことが一番理想であります。自衛力といふものを発動しないことが一番理想だと思ひます。しかしどうしても発動しなければならぬような諸事情があつた場合に、おいての臨機応変の措置は、剣道で申しましては、臨機応変の措置といふことをやらなければ勝つてないといふように、ただ法律で縛りつけていたら絶対命のときに方法がないといふような場合には、こういう条文が起つてくるのは、軍隊的なものの性格の当然の臨時措置だと私は思ひます。従つてこの条文の最後にも、たしか次の国会では法律を改正しての措置をとらなければいかぬ、もう一べんし直しをしなけれ

ばいかぬとはつきり書いてあるわけですが、ですから今受田先生のおっしゃる通りに、十三個師団が通らぬ、それでこの国会ではまた同じように防衛三法案を出さなければいけない、そういうようなことはきわめて不可思議なことであって、あり得ないのであります。

○受田委員 この規定そのものをすなおに解釈すれば、特別の事由がある場合には国会閉会中に限ってどのような編成がえもできるわけですが、しかも方面総監部から地方隊に至るまでの編成がえができるのです。こういうことは国会監視もはなはだしと私は繰り返して申し上げておるのである。国会は一年のうちで半分以上は開かれてはいるのですが、あとの残された期間というのはわずかなしに、その国会閉会中に、これだけ重大な与野党の攻防戦をはなはだしく演じてまで難航するような法案、同じような性格のものがばつぱつとやられるような規定があることがおかしいじゃないですか。この規定は廃止されたらどうですか。たとえば国会閉会中にこういうことができるということをおやめになつてはどうですか。今はすべて国会を通じて部隊の増置、廃止、名称、所在地の変更というようにことをやるべきであつて、国会を抜きにして政令でどんどんやつて、しかもそのあとがややこしい。そのあとに続く規定は、政府はその場合において、次の国会ではこの法律を改正する措置をとらなければならぬ。改正する措置をとることになつてゐる。こういうようなことは、編成がえをしてしまつてあとから国会で改正手続をとらなかつたといつても、こ

れをもとの部隊に直すなどということでは、司令官も作つてちゃんとやつたものがあとへ戻るものじゃないのです。そういう危険なことはおやりにならぬので、国会閉会中はいかなる事由があろうとも、そういう重要な部隊編成、名称の変更、所在地の変更等をおやりにすることをおやめになつたらどうかと私は思うのでございますが、長官、あなたはこういう軍独裁の規定のあるところを削除する勇氣をお持ちであるかどうか。

○西村国務大臣 私も国会議員の一人でございます。国会を監視する考えはございませぬし、それから同時に、受田さんも自衛隊に対しては非常に理解の深い方でありまして、自衛隊の性格というものをよく御存じだと思ひます。言いかえますれば、戦わないことはいいけれども、戦うときが来たときにはしっかりと戦つてもらわなければ意味がないものであります。そうするとその性格から臨機応変の措置というものは当然考えられてしかるべきだと思います。ただしそれもあくまでも国会を尊重するという建前のもとに、最小限のものをこのところへ出したので、私はこの規定は非常にいい規定だと考へております。

○受田委員 あなたはよほど好戦的な長官だと思ひます。国会は一年のうちで六割から七割開かれてゐるのです。そういう閉会中などにこそどろのことに、特別な事由によつて、方面総監部という一番大きな部隊から末端は地方隊に至るまで、編成がえができるようなことをやる。こういう重大な規定を大へんけつこうな規定だなどと、そういう勇氣を持つて御発言されるこ

とに私は反対です。私自身としては、できれば国民の自衛隊に対する理解に、ある程度協力してあげたいというの気持ちでゐる。しかしながら今の自衛隊の性格は、われわれの願つていふ方向とは逆の方向へ行つてゐるということ、もう一つは国民に親しまれてゐない。国民に親しまれてゐるならば、志願兵が足りないなどということもないはずだし、国民に自衛隊がそばを向かれるなどということとはちつともなくなるはずでございますが、自衛隊は国民の中へ溶け込んでおらない。非常に独走してゐる。もう一つはアメリカの極東防衛政策の一環として、対米追従的に自衛隊が増強されてゐるということ、この二つの問題からこれは非常に重大な要素を持つてゐる。従つて少なくとも国民に親しまれる自衛隊をお作りにならうという気にならうとする長官であるならば、国会を尊重し、国会の意思決定によつてのみ部隊の編成ができるという基本的な考え方を、法案に盛り込むという努力をされなければならぬ。七十八条の規定も同様です。臨機応変の措置とすれば繰り返して言つておられますけれども、自衛隊は国会が閉会中のわずかな期間に、臨機応変の措置をとるような事態ということとはそうあり得るはずはないのだし、今の部隊編成をもつても幾らでもやれるじゃないですか。しかも今度あなた方は例の指揮命令系統において、統幕議長の権限を強化されてゐるというようにところから、そういうことの運営方面で幾らでもできるじゃありませんか。どうですか長官、この問題については非常にけつこうな規定だとあなたは逆に

襲いかかつてこられましたか、あなたは、これは問題があるのだ、しかしやむなくこの規定があるのだという立場をおとりになるならば、多少でもかわいらしいところがあるのだけれども、ふてぶてしくもそう仰せられる。これは私は問題があると思う。これは国会の問題として、この重大な三カ条にわたつた規定を、あなたはかりそめに取り扱つてはならぬ。あなたははこの問題は十分検討していただかなくてはならぬ。特別の事由がある場合、臨機応変とおっしゃつたけれども、特別の事由があるからといって、部隊の編成がえなどがそうにわかにかにできるものじゃないのですよ。簡単なことじゃないのですよ。つまりこの規定は、防衛庁がいささか国会監視、そして独裁的な軍の立場を主張する。特に制服の人たちに押された立場も手伝つておると思うので、どうかあなたは、これ以上言いませんが、今のこのお考えをお変えになつて、愛される自衛隊になるために、国民の代表機関である国会を通じてすべてが決められるという原則をはつきり守るために、文官優位の原則をしっかりと守るために、この三カ条にわたる重大な、ミスのような規定は一つ十分検討しておいていただきたい。これを要望しておきます。長官、いかがですか。

○西村国務大臣 私としましては、これはまた受田さんからおしかりを受けられるかもしれませんが、そう検討してこの条文をぐらつかせる必要はない。自衛隊の性格から見まして、この程度のことはもちろん法律として条文が立つていなければならぬ。言いかえますれば、この法律を作りますときに、私はすでにこれは論議が国会で民主的に行なわれたことでもあらうと考えます。しかし御存じの通り、国会というもののが比較的長い期間——一説によりますれば一年じゅう開会しようというようなお説もあり得ます。こういうことではありますから、この規定の運用の幅というものがきわめて狭いことは私もわかります。しかしその狭いところで、何か一たん事が起こりました場合に、どうしても自衛隊の力が働かなければならぬという場合、しかもそのとき、現在の編成をもつてしては人員、装備その他で能率が上らぬという場合においては、やはりこの規定を生かしていただく、こういうときにはやむを得ないのではないかと考へております。

○受田委員 国民の生活状況も無視して、編成がえ、増置計画というものを、国会の議論を通さないので、どんなやられることは、私反対です。それはあなた、重大な発言をされておる。願わくば、この問題は次会にまた私掘り下げてお尋ねする機会があるうと思ひますから、一応問題を提起して、御検討願うことにしておきます。

もう一つこの機会にお伺いをしていただきたいことは、戦略戦術の立場からの日本の自衛隊のあり方です。アメリカの宇宙開発については、すでに大統領の命令によつて、軍事的な宇宙開発と平和利用の宇宙開発の二本立の政策がとられております。これは御存じのように、国家防衛宇宙局と、国防総局関係の高等研究計画とに分かれて、それぞれ軍事目的か平和利用に分かれて宇宙開発が検討されておるようでございますが、ソ連の人間宇宙船成功を契

機として、日本の自衛隊、防衛庁としては、アメリカの持つ宇宙開発についての、軍事的と平和的との二本立の考え方に對して、日本の宇宙開発は断じて平和利用のみであるというお考えであるかどうか、御答弁願いたい。

○西村國務大臣 私どもの所管して自衛隊はまだきわめて貧弱なものでございまして、宇宙開発などまだ考えておりません。

○受田委員 哀れな自衛隊であられすね。すでに世界の動向はそこまで発展して、科学技術の進歩はそこまでできている。日本の科学技術庁の方でも、四年先には人工衛星を打ち上げたいという見解を表明せられておられるときに、この宇宙開発時代における軍事目的、平和目的という二本立の世界の動きになつておられるときに、日本の自衛隊は宇宙などとはとんでもないということ、これを拱手傍観されておられるところに問題がある。私は、長官としては、そうした宇宙時代のソ連の人工衛星船の成功を契機として、こういう問題はどうかという考え方に立つべきかという、その観点だけはお持ちになつておられなければならぬと思つた。日本の自衛隊の責任者であるあなたに一つの抱負を経倫がなければならぬと思う。時代は変わつておられるのです。

○西村國務大臣 今の自衛隊は、御存じの通り当面の自衛隊をどうしたら整備できるか、私どもとしてはできるだけこの法案をよく御審議願うということが中心でございまして、宇宙開発ということは、国土を守るという自衛隊の任務からしますと、直接的にはまだそこまでは私どもは考えていないのが実際の姿でございまして。

○受田委員 そうしますとソ連の人間宇宙船の成功については、防衛庁長官としては何ら見解がない。これが平和利用のために祝賀するとか、これが軍事目的に研究されるような形とか、大國間にそういう二つの行き方があるが、そういうものには全然関心がないというお立場ですか。

○西村國務大臣 防衛庁長官というより私、一人の政治関係者といつたしましては、非常な関心はもちろん持つておる次第でございまして。

○受田委員 どういう関心をお持ちですか。

○西村國務大臣 これは私個人の問題でございましてから、また別の機会でも申し上げたいと思つた。それは私、一人の政治家としては持つておりますが、しかし防衛庁長官として、別にソ連の宇宙開発につきまして、今かれこれ口を差しささむべき段階ではない、従つて個人としてはそれについていろいろな考え方を持つておられますが、この席を通して私個人の考えを述べたところであつた方とございまして、失礼いたします。

○受田委員 あなたは日本の防衛を担当されている最高指揮官の次です。しかも当面の自衛隊を直接指揮命令するのはあなたであつて、総理大臣は最高指揮官である地位にとどまつておられる。従つてあなたが、こういう宇宙開発時代を迎えて、そうして軍事目的と平和目的とはっきり區別して、大國間にその政治的な政策が行なわれている段階で、何らソ連の人間衛星船の成功を祝福するという気持もないし、またこれが平和目的に利用されることを期待するということもないし、また軍事目的

に利用されることは日本の防衛庁長官としても適當でないというふうな御見解もないというごことは、これは私は問題だと思つた。時代は百八十年度転換をしてきておられるわけですから、日本の自衛隊の最高指揮官としての見解を——無理な見解をお尋ねしているのではないのです。すなわち見解を言つていただければいいのであつて、それは別に世界に影響して、外交上非常に重大な問題になるというごことはないので、率直にあなたの見解を表明されれば、長官の個人的見解でもけっこうです。勇気をもって御答弁して下さい。

○西村國務大臣 受田委員の御質問の趣旨はよくわかりましたが、私も防衛庁長官としてここで申し上げてもけっこうなものでありますが、別に差し迫つてそう変わった意見ではありません。要するにソ連が宇宙船を打ち上げる、またアメリカも宇宙開発をやることが、われわれとしてはあくまでもこれが平和的に活用され、大いに人類の平和のために役に立つというごことを念願する次第であります。それはどんなに開発して下さることは非常にけっこうだ、そういうふうには私は思つております。

○受田委員 日本の自衛隊の実力が非常に幼稚であることが、この宇宙時代になつて、より一そう小さな影になつて消えそうなきやうなわけですから、その自衛隊を守つていかれる長官として、次の問題点について御答弁願いたい。私が指摘したいことは、昭和三十一年でしたか、長期防衛の整備計画をお立てになられた。そうしてそのお立てになられた中身の間に陸海空のそれぞれの三千年計画の目標が出

されまして。その第一期計画が今日、艦艇の点においては多少は上回つたかと思つたのですが、あとの陸と空はあの第一次長期防衛計画がまだでき上がつておらぬように私は思つた。この点について長期防衛計画の第一次は三十七年まで及ぶが少しあるのですが、今日それがおくれられている理由は何か。

○海軍政府委員 最初に第一次案の達成状況について私から申し上げます。第一次計画の目標といたしましては、陸上自衛隊につきまして制服自衛官を十八万予定いたしておりましたが、これは三十五年度末におきまして十七万の定員でございまして。海につきましては一応十二万四千トンという目標を當時持つておりました。ただしこれは昭和三十五年度までの予算で着工いたします艦船ができておりましたとき

の数字を押えておりましたので、三十五年度末の一応保有トン数十二万二千二百トンというものと比較いたしますと、ほぼ近いところとございまして。航空機につきましては二百二十二機というものが、三十五年度末におきましては二百十七機、航空自衛隊につきましては一応目標が一十三百機、三十三飛行隊になつておりますが、この千三百機という数字も、三十五年度末までにその生産に取りかかりました飛行機が出て

参ります時期、それが昭和三十七年でありまして。その時期を押えまして一応千三百、これに對しまして三十五年度末が千三百三十機という姿でございまして。これもほぼ当初の目標に近い数字でございまして。

○受田委員 自衛隊の陸上十八万、それに対して現在陸上を中心にして二万ばかりの欠員が出ておられる。この計画と実行との關係を御説明願いたい。

○海軍政府委員 計画と実行との差でございまして、これは毎々予算委員会の分科会あるいは本委員会におきまして御説明申し上げましたように、当初予定しておりました隊員の除隊の率であるとか、あるいは除隊に伴つた率であるとか、當時計画いたしましたような率で参つておられません。従つてよく委員御存じのように現在二万の欠員をかかえております。そのためにこういう状態になつておられるというところでございまして、御了承願います。

○受田委員 私は自衛隊が国民に愛される自衛隊としての立場をおとりになるならば、こういう問題もそうむづかしい問題はなかつたと思つた。すなわち一つの無理が行なわれている。国民の自衛隊に対する期待というものが、ある程度くずされておられるというところと原因がある。他の社会が好況である、そこには一つの問題を別に自衛隊の内部に包蔵しておられる。従つてこうした欠員をかかえたまま新規増員計画をまた二万幾らもお立てになつておられることをこの際おやめになられて、じくじくと中身をたくわえ、そして国民に信頼される自衛隊を

参ります時期、それが昭和三十七年でありまして。その時期を押えまして一応千三百、これに對しまして三十五年度末が千三百三十機という姿でございまして。これもほぼ当初の目標に近い数字でございまして。

○受田委員 自衛隊の陸上十八万、それに対して現在陸上を中心にして二万ばかりの欠員が出ておられる。この計画と実行との關係を御説明願いたい。

○海軍政府委員 計画と実行との差でございまして、これは毎々予算委員会の分科会あるいは本委員会におきまして御説明申し上げましたように、当初予定しておりました隊員の除隊の率であるとか、あるいは除隊に伴つた率であるとか、當時計画いたしましたような率で参つておられません。従つてよく委員御存じのように現在二万の欠員をかかえております。そのためにこういう状態になつておられるというところでございまして、御了承願います。

お作りになるという御努力をされる方が、飛躍的な自衛隊の数字だけの増強計画よりも、はるかに今の自衛隊の立場としては国民に信頼される立場になると思うのです。そういう方針をこの際おとりになってはいかがでしようか。非常に親切な意見としてお聞き取りを願いたいのです。

○西村国務大臣 欠員の問題は、御存じの通り問題になる点は陸上自衛隊の問題だと思ひます。海、空につきましても艦船の増強あるいは飛行機に伴うパイロットの養成その他で、むしろ私も少し過重な勤務をさせているくらいであらう。また応募者がいらしたとしても非常な応募があるわけでありまして、欠員状況も例年と何ら変わりないであります。問題は従って海、空に問題がなくて、陸上のいわゆる欠員状況だろうと思ひます。そこで十七万に對しまして千五百名の増員というの、むしろ私は国民の方から強い要望のある施設部隊を増強する新しい編成でございします。問題は、あと残っております欠員につきましては、あらゆる努力、それから将来の予算編成等ともならみ合わせて、私はこれに對してはできるだけ努力を私に参りたい、こういう考え方であります。

○受田委員 私は長官、こうした無理になつていくところは、その無理をへこました方がいいと思ひます。無理は無理で押し通して、新しい無理をこへ重ねることによって、抜き差しならぬことになる。つまり募集なんということ、国民に對して非常な自衛隊に對する不信を買わせることになると思ひます。自衛隊は応募者がないそうだが、自衛隊は将来は不安なのだというところに

なつたのでは、私は国民の信頼が失われることになると思ひます。増員計画についてはこれを取りやめ、すでに国会で承認されている定員のワケを埋めるといふ、そういう努力をされるようにしていかなければ、自衛隊の信頼を高めるには適切だと思ひます。長官、この際そこへ踏み切られた方がいいのじゃないでしょうか。これは年令を十七才に引き下げる、沖縄へ募集に行く、そういう無理がだんだんと重ねられることによつて、抜き差しならぬことになると思ひます。私は抜き差しならぬ一歩前に、国民にうなずきながら、期待される自衛隊という意味で、こういう増員計画をお取りやめになつて、既定の定員の内部を充実するという方針にお歸りになることを、特に陸上自衛隊について申し上げたいのです。

○西村国務大臣 今回の増員のほとんど大部分は海、空でございします。自衛官のほとんど大部分は海、空でございします。陸上は千五百名であります。残りのほとんどは海、空であります。約九千五百人が海、空の増員でございします。海、空につきましては、募集なんという言葉は当たつてない。むしろ応募者は依然としてあるものであります。問題は、陸における増員が一つ問題になろうと思ひます。しかし私どもはこれは従来の募集の方法について、部内的にも大いに改善工夫すべき点があると同時に、やはり陸上としていふのは、いつも申し上げますように一つの編成基準といふものを持つておるわけでありまして、できる限りその編成基準というものを守つて参りたい。言いかえますれば基幹要員等はやはり一日に

してできるものではありません。これらを勘案いたしまして、陸上においては欠員をかかえながら十七万人の定員保持、千五百名の増員は御存じの通り新しく建設部隊をこゝで作りたい、こういう念願でございします。

○受田委員 この問題は、私繰り返し申し上げませんが、増員計画をおやめになつて、そしてはつきり方針をお打ち立てになつて、既定の定員を埋めることに努力するという方へあなたの方針をお変えになればいいのです。もう私これ以上申し上げません。

そこで問題がもう一つ発生しているのは、第一次長期防衛計画から第二次長期防衛計画の間に、今の空白の時期にどういふ意味でどういふふうな増強計画を立てるか、何を目標にした基本方針を持つてお立てになつていのか、そこをお答え願ひたい。

○西村国務大臣 私どもは国防力整備につきましては長期計画があつた方がよいといふことは、いつも申し上げている通りでございします。これはあらゆる角度から考えまして当然であります。問題は、次期防衛力整備計画が昨年中、あるいは昨年の少なくとも秋までに、政府の意思として統一をいたしておられますれば、これにのつたこととは事実でございします。ところが残念なるかな、諸般のいつも申し上げるような事情が、長期防衛力整備計画を決定いたしておりません。そこで従来のこの法案の基礎となりましますものは、三十五年度までのうちで実行に付そうとしました増勢力、それから三十六年度分を加えて、増勢力がこの法案の中に出てきておるわけでありまして、三十六年度の防衛力整備方針は、

どういふ方針で立て、その方針に従つてどういふ予算の御審議を願つたかと申しますと、結局そこに長期防衛力整備計画は立てておりませんから、そこでわれわれは単年度といたしまして一つの基準を求めたわけでありまして、その単年度の基準としまして、先ほど御質問のありましたような一次計画が未達成である。その未達成の部分を補充していきこう、補充を中心をやつていく。しかもそれは事柄が重要でもありまして、国防会議を開いて政府としての統一意思のもとに、次期防衛力の単年度の防衛力整備の取り扱いについて相談すると同時に、その中で特に新しい一つの構想が入つておりますのは、十三個の編成であります。従来の十単位を十三に変える。そこでその部分もさらに国防会議でもって、政府の統一意思として十三個師団を編成する、こういうふうな決定いたしました。この方針のもとに単年度の防衛力整備の方針を考え、予算の御審議を願うと同時に、法案を提出しているのが姿でございします。

○受田委員 次期防衛力整備計画の構想を考慮しながら予算案をお作りになつたことを、予算説明書で私伺ひました。そうすると今度の計画は次期防衛力の整備計画といふものが構想の中に盛り込まれたものであつたということになるわけですか。この点、この間私ちよつとお尋ねしたのでありますが、次期の長期防衛計画といふものの中に十三個師団も入る。そのほかに考慮したという構想には、どんな構想があるのでしょうか。具体的な内容でなくともいいですが、基本的な構想を一つ伺ひたい。

○西村国務大臣 次期防衛力整備計画のかつての構想は、これは御存じの通り赤城元長官が北海道で発表いたしましたものであります。それが従来いろいろ論議の対象になり、また片内においても多少検討はされておつたが、しかし私が着任しますまでには片として決定していませんでした。そこで私も決定していません。そこで、予算編成に伴ひませんので、そこではなほ十三個師団の構想といふものは、赤城構想の中には次期計画の中に入つておつたことは事実でございします。しかし私は私なりに、その構想を基礎にしたのではなくて、その構想の中からきつめて妥當と思はれる新しい構想は、単年度としてこの機会に入れよう。しかし重要事項ですから、国防会議に決定を願つて、政府の意思を方針として決定をさせたい。それに基づいてこの法案等も提出をいたしております。

○西村国務大臣 次期防衛力整備計画のかつての構想は、これは御存じの通り赤城元長官が北海道で発表いたしましたものであります。それが従来いろいろ論議の対象になり、また片内においても多少検討はされておつたが、しかし私が着任しますまでには片として決定していませんでした。そこで私も決定していません。そこで、予算編成に伴ひませんので、そこではなほ十三個師団の構想といふものは、赤城構想の中には次期計画の中に入つておつたことは事実でございします。しかし私は私なりに、その構想を基礎にしたのではなくて、その構想の中からきつめて妥當と思はれる新しい構想は、単年度としてこの機会に入れよう。しかし重要事項ですから、国防会議に決定を願つて、政府の意思を方針として決定をさせたい。それに基づいてこの法案等も提出をいたしております。

しかしそれは一つの構想ではあります。同時に、先ほど申し上げましたように一次計画は未完成でございします。未完成の範囲内でこれを実現していきたい、こういう構想のもとにやつたものであります。ですから定員等も、十三個師団編成するからといつて、そのために特に定員増を考えているわけではないのであります。従つて三十六年度の防衛力整備の方針は三十三年度までのうちで実行に付そうとしました増勢力、それから三十六年度分を加えて、増勢力がこの法案の中に出てきておるわけでありまして、三十六年度の防衛力整備方針は、

○西村国務大臣 次期防衛力整備計画のかつての構想は、これは御存じの通り赤城元長官が北海道で発表いたしましたものであります。それが従来いろいろ論議の対象になり、また片内においても多少検討はされておつたが、しかし私が着任しますまでには片として決定していませんでした。そこで私も決定していません。そこで、予算編成に伴ひませんので、そこではなほ十三個師団の構想といふものは、赤城構想の中には次期計画の中に入つておつたことは事実でございします。しかし私は私なりに、その構想を基礎にしたのではなくて、その構想の中からきつめて妥當と思はれる新しい構想は、単年度としてこの機会に入れよう。しかし重要事項ですから、国防会議に決定を願つて、政府の意思を方針として決定をさせたい。それに基づいてこの法案等も提出をいたしております。

れらが一つのベースに織り込まれていく、こういう考え方でございます。

○受田委員 そうしますと、今次期防衛力整備計画の構想の一つに、十三個師団も入っておるということに伺ったわけですが、同時に米国の国防省の予算などを見ますと、ミサイル生産費の予算が五年には米国防省調達費の〇・五%にすぎなかった。これが六年、ことしには約三十五億ドルで、調達費の二五・六%というもので、つまり〇・五%から二五・六%に飛躍的な増強をしているわけです。ミサイル時代になっている。米国の国防省の中の調達費でもそうになっている。そういう新しい傾向から見ると、次期の第二次防衛力整備計画の中には、ミサイル装備というものが入っておるのかどうか、これも一つ伺いたい。

○西村国務大臣 もちろん次の防衛力整備計画はできるだけ早く作りたいと思いますが、その中で、まだこれは防衛庁全体として私の手元まで意見がきまっておるわけではございませんが、ミサイル関係につきましても、装備の近代化という考えのもとには、ある程度従来よりは進んで参ることは当然だと思えます。ただミサイルと申しまして、やり方によりましては非常に設備に金がかかる。そこでいつも申し上げるような国力国情に即したという反省と限界を絶えず引いて参らなければならぬというのを私は考へて、ミサイル装備につきましては目下検討を加えておるのが現状の姿でございます。

○受田委員 そうするとミサイル装備というものは、第二次長期防衛計画の構想の一つであるということに、長官

のお考えは及んでおると私は思うのです。このたびの編成について、ヘリコプターの増強は、これは施設隊の増強とあわせて、民生面への貢献を言っておられるのでございますけれども、ヘリコプターについては、ヘリ空母の問題もあるわけです。このヘリ空母は次の防衛計画の中では、全然構想にないわけですね。

○西村国務大臣 大体次期の計画が、まあ何年間にするか、これも内容によって変わりますけれども、大体検討されていくという考え方には、三十七年度を初年度にして五年計画ぐらいが妥当になってくる。これに対して財政力等を見まして、どの程度になるか、いつも国会では私は二年前後と申し上げておりますが、しかしこれはその当時の所得倍増あるいは国の財政力等も勘案する。かたわら今度こういうものを作りますために、ただ構想を持っていくだけでなく、その平素の訓練とか、いろいろなものを考へていかなければならない。従来の自衛隊は、よく御批判をいただきますように、形はできていくけれども、そろっていないと申します。備蓄がなかったり、あるいは装備が古かったり、使えない自衛隊ではないかという御批判もある。そこらの点を改善するという費用も相当かかるだろう。そこらも勘案しながら、まあ海軍の場合におきましては、艦艇といふものが非常に古くなっておることは御存じの通りであります。ただ何年間に——私十分覚えておりませんが、五万トン前後更新というか、代替建造いたします。そうするとその費用だけでも相当莫大である場合において、C V H E というものを

ただばこんと船だけこしらえればいいか、あるいはヘリコプターだけ載せればいいかという、やはりそう簡単にはいかない。護衛艦をどうするか、それに対する給油をどうするかということも考へてみますと、それらと他の種目との費用のかね合せて検討していかねければならない。言いかえすと国防費は、何と申しましてこれは国民の負担になることは、海外の援助がありましては、事実であります。それらをかね合せて、国力国情に即したものを積み上げつつ、また同時に政治の方針として、防衛構想と申しますか、国を最小限必要なもので守っていくということ、うまく合わせたい、こういう作業を今後進めて参りたい。従ってC V H E そのものについては、絶対にやらないと申し上げられないし、それではやるのだともまた申し上げかねる。答弁としては御満足でないかもしれませんが、段階としては真実を申し上げるという姿であります。

○受田委員 検討中である、こういうことですね。

次期防衛力整備計画の構想を二、三伺ったわけですが、その構想なくして結論が出るわけはないのですから、長官としては、その構想をできるだけ早い機会に国民にも述べ、その構想に対して、世論その他の反響も見えて、日本の自衛隊が国民から遊離しないように長期防衛計画を立てる。特に財政負担上においては、国力国情に即するということの意味からも、非常に注意しなければならぬ。そうしてこれに関連してアメリカから日本へ供与されてきた無償武器供与、それからだんだんと

ドル防衛政策等のためにこれが有償に切りかえられる、それから兵器の国内生産、防衛生産の問題、こういうことになってきて、日本の自衛隊に要する経費というものがだんだんと増高してくるという問題、それからこれに関連して、兵員をふやすよりは装備に重点を置く基本構想というものが、やはり第二次長期防衛計画の中に出てくるのであります。いかがでありますか。

○西村国務大臣 先ほども触れましたように、受田さんのおっしゃる面は私はもう十分考へなければならぬ点だと思います。いたずらにただ兵員をふやすとか、兵力量をふやすというよりは、やはり質の改善と申しますか、現状の自衛隊でも、ですから言いかえれば古くなつてしまつたものも相当あるわけでありまして、これらの更新とともに、しかし時代が進みますから、それに対して新しい防衛も国力の許す範囲においては多少ずつ考へていかなければならぬ、この両面を織り込んで参りたいというのでございます。

○受田委員 そろそろ委員会の幕を閉じる時刻が迫つて参つたようでございますから、最後に次の問題を取り上げて、残余の質問は後日に譲ることとして、本日は私から申し上げる一、二で質問を終わることにいたします。

私は先ほど申し上げた国民に受け込む自衛隊という立場から申し上げておる。それからアメリカの共同防衛政策の一環としての自衛隊に押しつけられるという立場を、あなたが拒否しなければならぬという立場を私はあなたに申し上げておる。自主性が全然ないという事です。そうして自衛隊のあり方についてもう一つ問題になるのは、

新安保条約の遂行に伴う問題が一つある。これは石橋委員からこの間質問があった中に、日米の安全保障協議委員会の問題が出たのですが、第一回の会議でどのようなことをやったかの御答弁がなかったが、どのような話し合いをしたのか。そうしてその第一回の去年の九月の委員会、かつて安保委員会問題になった軍事小委員会、防衛専門委員会と言つてもどちらでもいいのですが、この構想は一体どういふふうに話し合われたのか、それは一体今後どういふふうになつていっているのか、両方の幕僚長などの専門家を中心にした専門委員会の構想はどういふふうになつておるのか、どうも全然実情が明らかにされていらないので、一つお答えをいただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 昨年の九月八日に第一回の安全保障協議委員会が開かれたことは、たびたび申し上げております。安保条約第四条に基づきまして、正式な名前は日米安全保障協議委員会でございます。その下に軍事の専門の下部機構を設けたらどうか、あるいはそれを設ける話し合いがあったかといひますと、新安保条約の円滑な実施をはかるためには、防衛上専門的な事項について、日米間の防衛当局が会つて意思の疎通をはかり、その連絡を緊密にする。これは当然であります。現在のところこの委員会の下にさらに特別な機構を設けて、そしてやうということよりは、随時緊密な連絡を、言いかえすれば日米間で専門家同士でとらしていただくことではないか、こういうふうに一応なつておるのが現状であります。そうしてもし将来特別な下部機構の必要が起つた

ときには、そのときに両国間政府でこれをきめればいいのではないか、こういうのが現在の考え方ではないか、こゝう言いかえれば下部機構については、常時事実上緊密な連絡をとっていければいいので、特に下部機構として一つの決定機関というものを正式に起こさぬでもいいのではないか、将来必要が起くるという場合にはそのときにそれを考えた方がいいのではないかというのが、現在までの私ども日米間の考え方であります。

○受田委員 あの岸・ハーター往復書簡の中にも、一方が要求すれば委員会をいつでも開けるといふことが出ておつたのではないかと思います、委員会の開催というものは、いつでも日本側から要求して開かれることになっておりますか、合議の末でなければ開けないのですか。

○西村國務大臣 この条約に基づきますと、どつちにしても両国の合意があればそれぞれ要求してできると思ひます。従つて私どもも外務大臣と寄り寄り新大使が着任したらば、これをやろうじゃないかといふことを相談し、やがて外務大臣を通してこれを申し入れることになるだらうと思つております。

○受田委員 合議といふことでなければならぬ。その合議によつて開かれる次の最初の会合においては、第二次長期防衛計画などという問題は全然抜きにした話し合いになるのか、日本の自衛隊の増強計画というふうなものも議題になるのかどうか、お答え願ひます。

○西村國務大臣 これはただいまの答弁をちょっと訂正させていただきます

が、ここに交換公文があります、この委員会はいずれか一方の要請があつたときはいつでも会合する。だからいづれか一方でありますから、この点は合議という言葉がちよつと誤り伝えられるといけませんから、その点は訂正いたしておきます。

問題は、一々第二次計画を相談するとか、あるいはこつちの状況を話すとか、そういうことは私どもは考えておりません。現在アメリカの援助は確かに受けておりますけれども、援助の期待額も、ことしあたりは二百十三億くらいでありまして、必ずしも大きなものではありません。ですからわれわれは次期防衛整備計画というふうなものを一々そこへ、相談の対象にするとかあるいは議題に上せるとか、そういう考えよりは、いま少し高い諸問題がありますれば、またあるであらうと思ひますから、話し合つてみたい、この程度でございます。

○受田委員 残余の質問は保留いたしまして、一応質問を終ります。

○久野委員長 両案についての残余の質疑は、次会に譲ることといたします。

次会は明二十一日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時十七分散会

〔参照〕

国家行政組織法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一二二号)に関する報告書

(別冊附録に掲載)

内閣委員會議録第二十四号中正誤

ページ 行 誤

九一 一九 国際紛争 国際紛争

二〇 二三 認める人 認める人

一四 三九 幕僚長が 幕僚長が